

2025年度第2回事務担当者会議

とき 2026年1月26日（月）13:00～
ところ 北海道自治労会館 「4Fホール」



会議次第

1. 開会

2. 道支部あいさつ

3. 学習

「新規採用者に伝えたい！じちろう共済の優位性と伝え方」

講師：FPハーベスト 瀬戸家みのりさん

4. 議題

I 加入推進について

II じちろうマイカー共済について

III 団体生命共済継続募集事務について

IV 退職時の手続きについて

V 退職後共済/税制適格年金の移行に関する2026年6月の各種対応について

VI 税制適格年金・長期共済・退職後共済の制度改善について

VII コンプライアンスについて

VIII その他

5. 閉会

こくみん共済
coop
自治労共済 推進本部
北海道支部



I 加入推進について

1. 各種キャンペーンの取り組み

(1) 職域生協統括本部統一抽選キャンペーンの取り組み（概要）

職域生協統括本部では、2026年4月新採対策にあわせて、下記のとおり統一キャンペーンを行います。また、あわせてじちろう共済の利用により社会貢献ができる「未来応援プロジェクト」を組合員に周知する機会ととらえ、積極的にキャンペーンの展開を行います。

① キャンペーンの概要

組合員とその家族の保障志向や加入状況を把握するためのアンケートを展開し、その回答を応募資格とする抽選キャンペーンを実施します。

② キャンペーンの骨子

ア) 組合員はチラシに掲載された二次元コードからサイトにアクセスし、アンケートに回答、キャンペーンに応募する。（応募資格は自治労共済生協組合員とする）
イ) 抽選賞品は、A賞（10本程度）、B賞（3,000本程度）を予定しています。

③ キャンペーン期間

2026年3月1日～5月31日

④ 新採対策での取り組み手法

ア) 新採説明会においてキャンペーンチラシを配布し、自治労共済生協組合員になることで応募資格があることを訴求し、じちろう共済の加入に向けた動機付けを行うこととします。
イ) 新採説明会などでは、組合加入届、自治労共済生協加入・団体生命共済加入申込書の提出と、キャンペーン応募を案内する。ただし、説明会の時間が短い場合は組合加入届・加入申込書の記入・提出までにとどめ、キャンペーン応募は説明会終了後に必ず応募するよう案内することとします。

⑤ その他

詳細については、2月中に事務連絡で周知します。

(2) じちろうマイカー共済見積りキャンペーン第Ⅱ期の取り組み（発文再掲）

自治労共済北海道発事務連絡

2026年1月22日

単組執行委員長
各 加入団体代表者 様
単組担当者

こくみん共済 coop <全労済>
自治労共済推進本部北海道支部
事務局長 諸橋 克幸
(職印省略)

じちろうマイカー共済見積もりキャンペーンの実施について (2025年度第Ⅱ期：2026年2月～4月)

日頃の労働者自主福祉運動の発展にむけたご尽力に、心より敬意を表します。
さて、標記の件につきまして、下記のとおり取り組みを行います。
お忙しいところ恐縮ですが、じちろうマイカー共済加入にむけた取り組みへのご協力を
お願いします。

記

1. 2025年度じちろうマイカー共済見積もりキャンペーンの取り組みについて

- (1) 取組期間 第Ⅰ期 7月～9月（終了）／第Ⅱ期 2026年2月～4月
- (2) 単組においては、地本推進委員会と連携のうえ、じちろうマイカー共済学習会※の企
画をお願いいたします。また、学習会参加者を中心に見積もりキャンペーンの取り組み
を行い、その成果については他組合員に周知いただきますようお願いします。

※Zoomを使用したオンライン学習会の開催も行っておりますので、開催方法等につい
て道支部へご相談ください。

2. 2025年度じちろうマイカー共済見積もりキャンペーン第Ⅱ期の取り組み

- (1) 2026年2月～4月に実施します。

新規見積もりキャンペーンとあわせて車両損害補償付帯キャンペーンを行います。

- (2) キャンペーン対象

①新規見積もり

②「変更」「継続」での車両損害補償付帯の申し込み

※期間中、お見積もりまたはお申し込みされた方は、自動でキャンペーン対象となります。

※ノベルティは対象1台につき1つになります。（新規加入+車両損害補償付帯も1
つ）

- (3) キャンペーンチラシ「じちろうマイカー共済見積もりキャンペーン」を送付しますの
で、他損保（他共済）加入者等へ配布と、キャンペーン参加への声かけをお願いしま
す。

(4) キャンペーンお申し込みの際は、①見積依頼書、②現在ご加入されている保険証券（共済証書）、③車検証（自動車検査証記録事項 A4）を道支部まで FAX にて送信ください。

(5) ノベルティ

・ハッピちゃんフェアトレードコットンキャンバスポーチ

※変更になる場合があります。

単組にリストとあわせて送付いたしますので、お渡しいただくようお願いします。

※これまでどおり月ごとに取りまとめをし、翌月上旬に発送予定。

例) 2月中に見積もり→3月上旬に単組へ送付

3. 注意点について

(1) キャンペーンのお申し込みは、単組を通じて行っていただきます。

※お見積もりのご回答につきましては、お時間をいただきますのでご了承ください。

(2) 他損保（他保険）加入者の、じちろうマイカー共済への切替新規加入を主な目的としておりますが、マイカー共済既加入者の増車に伴う新規見積もりや、純新規（他保険・他共済の加入なし）についてもキャンペーンの対象とします。

(3) 加入申込事務は、従来どおりです。加入にあたり加入申込書等のご提出が必要となります。

【道支部への見積もり依頼・加入手続きについて】

効力開始日は、車両の納車日、現在ご加入の自動車保険（共済）の満期日などに応じて、申込日翌日から 30 日以内の指定が可能です。

ただし、加入申込書の提出が印字された効力開始日以降の場合は、道支部での受付日の翌日が効力開始日となります。道支部へは効力開始日の 10 日前までにご依頼をいただき、効力開始日前に道支部へ申込書が届くようご案内をお願いします。

【手順】

①契約者より見積依頼書を受ける→見積依頼書を道支部へ FAX 011-747-1876

《⇒道支部：見積書を作成し単組へ送付》

②見積書内容を契約者に確認してもらう

③加入内容が決定したら、道支部に申込書出力を依頼する（※申込書出力の際、決定した見積書に「OK 申込書出力依頼」等と記入して道支部に FAX）

《⇒道支部：申込書を単組へ送付》

④契約者が申込書に記入し道支部へ返送。到着の翌日が最短での効力開始となる

※申込書出力依頼は、ミスを避けるため必ず決定した見積書（プラン）を FAX ください。

4. チラシについて

組合員数に応じて一定数を送付します。不足分につきましては道支部へご依頼ください。

5. その他

ご不明な点につきましては、道支部（電話 011-747-1536）までお問い合わせください。

3. 2026年4月新規採用者対策・未加入者対策について

(1) 基本的な考え方と対策

<2026年4月新規採用者>

① 自治労の運動方針と自治労共済推進本部の事業推進方針をふまえ、全ての単組で以下に取り組むこととします。

ア) 早期の新採説明会の開催

イ) 単組役員による共済制度説明の追求

ウ) 組合とじちろう団体生命共済の同時加入

② 新入組合員は契約期間2満期の間は例月加入が可能です。あらゆる機会を捉え団体生命共済加入推進をはかります。

例) 団体生命共済 7月発効単組（共済期間：7月～6月末日）

2026年4月採用者 2025年5月発効～2025年6月発効（1満期目）

2025年7月発効～2026年6月発効（2満期目）

この間は継続募集時以外での例月加入が可能です。

<2025年4月以降新規採用の未加入者>

① 組織化とあわせた共済加入

2025年4月以降の新規採用職員で、組合に未加入の職員に対しては、引き続き自治労道本部や単組が実施する組織化対策にあわせ、じちろう共済への同時加入を追求し取り組みを進めます。

② 組合（基本型）加入者の団体生命共済未加入者対策の実施

2025年4月新規採用職員のうち、組合に加入し基本型加入のみにとどまっている組合員に対しては、2026年4月新採対策の前に再度、団体生命共済の加入を働きかけます。（P9～11 資料1）

ア) 具体的には2026年3月～5月の「職域生協統括本部統一抽選キャンペーン」期間、継続募集期間を活用した個別オルグ、個別保障相談会、団生・税制適格年金・マイカー共済等の制度周知のための学習会を実施し、加入推進に取り組むこととします。

イ) 簡易版未加入者申込書またはツールの提供

基本型加入者で団生、税適・長共未加入者の簡易版未加入者

※プレ印字申込書（P12 資料2）を出力提供します。希望する単組は道支部へご連絡ください。

(2) 推進支援ツールの提供

① 新採対策用クリアファイル

- ・自治労共済が作成するクリアファイルの裏面にじちろう共済制度の広告を掲載したクリアファイルです。
- ・組合加入届や共済加入申込書等を新規採用職員に「配布し、回収する」ツールとして活用してください。
- ・2025年新規採用者数をもとに一定部数を道支部より単組へ送付します。

【取り組みのイメージ】



(裏面は自治労共済推進本部の広告)

② 自治労生協加入申込書 兼 団体生命共済・長期共済加入申込書（契07）プレ印字版の提供（新たに提供するツール）（P13 資料3）

- ・新採用に生協加入・基本型加入と同時に組合（道支部）がおすすめする、組合員最低保障型（団生F型+23コース）+税制適格年金月払5,000円コースの35歳以下男女掛金額が記載されたプレ印字の申込書です。
- ・出力（データ）を希望する単組に送付しますので道支部へお申し出ください。
- ・単組コード、単組名の記載など希望にあわせて出力も可能です。

③ ふせん（新たに提供するツール）

- ・プレ印字加入申込書等の記入にあたっての注意点などを記載したふせんです。（2種類）
- ・申込書を「配布し、回収する」ツールとして活用してください。2025年新規採用者数をもとに一定部数を道支部より単組へ送付します。

<ふせん>

- ア) 小ふせん：W75×H50 mm
- イ) 大ふせん：W75×H75 mm
- ウ) 共通：1冊 25枚
- エ) 共通：ふせんの色 薄緑

ア) 小ふせん

W75×H50mm

組合と一緒に加入してもらう
「じちろう共済」の申込書です。
内容をご確認いただき、
自署のうえ
ご提出ください。



イ) 大ふせん

W75×H75mm

組合で加入をお勧めする
メニューをすでに印字して
います。

印字のメニューのまま加入する場合
は、自署のうえご提出ください。
内容を変更したい場合は、二重線で
消して空白に変更内容を記入し、
自署のうえ
ご提出ください。



※①クリアファイル、③ふせんの発送は2月下旬～3月初旬を予定しています。

④ 動画ツール

- ア) 「知ろう、考え方！お金や共済のこと」(約10分)
 - ・公的な保障制度の仕組みや、労働組合が共済に取り組む意義、自治労共済が設立された意味などを分かりやすく解説する動画です。
 - ・《公開先》
産別ネットワーク（教育研修ポータル）、自治労モバイルYouTubeで配信中。

二次元コード



イ) 「これだけは知ってほしい！じちろう共済の3大保障」動画(約11分)

- ・じちろう共済の各制度（団体生命共済、税制適格年金・長期共済、じちろうマイカー共済）について、わかりやすく制度内容を説明する動画です。
- ・新採に限らず、継続募集やスポット募集でも活用できる10分程度の動画です。
- ・単組説明会での制度説明を補完するツールとしても利用することが可能です。
- ・《公開先》
自治労共済推進本部のホームページ

ウ) 「充実した保障で安心のマイカーライフをサポート」動画（約 10 分）

- ・マイカー共済の制度説明だけでなく、万一事故を起こした時の対応や、事故の未然防止なども含む内容で、学習会等でも活用できるもの動画です。
- ・《公開先》
自治労共済推進本部のホームページ

エ) 「資産形成の基礎知識とじちろう共済活用法」動画（約 10 分）※新規

- ・iDeCo や NISA などの基礎知識を理解し、じちろう共済を賢く利用した資産形成について瀬戸家 FP がわかりやすく説明した動画です。
- ・新採にも活用することができます。
- ・《公開先》
産別ネット（教育研修ポータル）、自治労モバイルに公開し YouTube で配信中（2025 年 9 月 26 日公開）

⑤ パワーポイント資料

- ア) 「●●労働組合と“じちろう共済”への加入のすすめ～安心・安全な社会人生活の為に～」
- イ) 「これだけは知って欲しい！じちろう共済の 3 大保障」
 - ・《公開先》
じちろう共済ネット（ハッピちゃんネット）「推進支援ツール」⇒「学習会資料」⇒「新規採用者対策」

⑥ 推進制作物（自治労共済推進本部制作物）

ア) 「じちろう共済ガイドブック（冊子）」（P14～17 資料 4）

- ・じちろう共済の各共済の概要をまとめた冊子です。
- ・各共済のページから、ホームページに掲載予定のパンフレットが閲覧できるように二次元コードを掲載しています。
- ・「じちろう共済ガイドブック」は、じちろう共済のラインナップを網羅した総合リーフレットとして作成するため、従来の「じちろう共済カタログ」や「集会用チラシ」は今後作成されません。必要な場合は「じちろう共済ガイドブック」を使用してください。
- ・なお、各共済の加入にあたっては、パンフレットに掲載の「ご契約のてびき」を組合員に確認していただくことが必要になるため、「じちろう共済ガイドブック」を各パンフレットの代替とすることはできません。

イ) 「マンガ解説資料～はじめましてじちろう共済です～（冊子）」<見本なし>

- ・各種共済制度をマンガで解説した冊子です。

ウ) 「じちろう共済からミライへの招待状（版下 D A T A）」2025 年 12 月改定版

（P18～19 資料 5）

- ・新採者向けの A3 両面チラシです。
- ・単組で版下を加工してご使用ください。

- ・版下については、じちろう共済ネット（ハッピちゃんネット）「教宣物」の以下のカテゴリに格納しています。

0 2 7.ラインナップ・複数制度（団体生命共済/税制適格年金/長期共済）⇒¥0 3.チラシ

*じちろう共済ネット（ハッピちゃんネット）未導入単組で教宣物データをご希望の単組は道支部までご連絡ください。

⑦ 教宣物（道支部制作物）

- ・従来より、一定数を単組へ配布していた道本部機関紙・号外「新入組合員向け特集（タブロイド版）」は配布物の簡素化をはかるため作成・配布を行いません。⑤推進制作物をご活用ください。

※⑤推進制作物のア)「じちろう共済ガイドブック（冊子）」、イ)「マンガ解説資料～はじめましてじちろう共済です～（冊子）」、「新採ノベルティ」、「WITH YOU」については道本部・青年部より案内があります。

2025年度新規採用者加入状況調査(2025年11月1日基準) : 2025年5月~11月発効分 マイカーは2025年10月保有実績

県 県 コード	組合		新規組合員 じちろう共済加入(人数)						
	組合 コード	団体名_漢字	基本型	団生 (本人)	長共 (月払)	長共 (半年払)	税適 (月払)	税適 (半年払)	マイカー
01	002	札幌市労連共済センター	1065	5	4	0	0	0	1
01	003	自治労千歳市職員労働組合	23	0	0	0	0	0	3
01	004	江別市職員労働組合	19	0	0	0	0	0	0
01	005	自治労小樽市役所職員労働組合	18	3	0	0	0	0	0
01	006	旭川市役所労働組合連合会	22	0	0	0	0	0	0
01	007	自治労富良野市労働組合連合会	10	6	1	0	0	0	2
01	008	自治労留萌市職員労働組合連合会	15	0	0	0	0	0	0
01	009	岩見沢市役所職員組合	17	0	0	0	0	0	2
01	010	室蘭市役所職員労働組合	20	2	1	0	0	0	2
01	011	自治労苫小牧市職員労働組合	49	3	3	0	0	0	3
01	012	自治労網走市役所労働組合連合会	7	7	0	0	0	0	0
01	013	自治労北見市職員労働組合連合会	21	0	0	0	0	0	1
01	014	紋別市役所労働組合連合会	1	0	0	0	0	0	0
01	016	士別市職員労働組合連合会	13	0	0	0	0	0	1
01	017	自治労名寄市職員労働組合連合会	67	5	0	0	2	0	2
01	018	自治労稚内市労働組合連合会	37	0	0	0	0	0	3
01	019	函館市役所職員労働組合	92	4	0	0	0	0	1
01	020	深川市職員労働組合	21	0	0	0	0	0	0
01	021	自治労芦別市職員労働組合連合会	11	0	0	0	0	0	3
01	022	赤平市職員労働組合	9	0	0	0	0	0	1
01	023	滝川市職員労働組合	44	2	0	0	0	0	2
01	024	砂川市職員労働組合連合会	47	0	0	0	0	0	0
01	025	自治労歌志内市職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	026	自治労美唄市職員労働組合	2	0	0	0	0	0	1
01	027	三笠市職員労働組合	18	0	0	0	0	0	0
01	028	夕張市職員労働組合	4	0	0	0	0	0	1
01	029	釧路市役所労働組合	5	3	0	0	0	0	2
01	030	自治労帶広市役所労働組合連合会	53	2	1	1	2	1	2
01	034	小樽市立病院職員労働組合	33	0	0	0	0	0	0
01	036	市立函館病院労働組合	61	5	0	0	0	0	4
01	037	市立岩見沢病院職員組合	47	0	0	0	0	0	0
01	038	市立室蘭総合病院労働組合	23	0	0	0	0	0	0
01	039	苫小牧市立病院職員組合	24	0	0	0	0	0	1
01	040	自治労当別町職員組合	10	2	0	0	0	0	1
01	041	余市町職員労働組合	13	0	0	0	0	0	0
01	042	俱知安町役場職員組合	7	0	0	0	0	0	0
01	043	寿都町役場職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	044	黒松内町職員組合	6	0	0	0	0	0	0
01	045	岩内町職員労働組合	7	1	0	0	0	0	2
01	047	美深町職員組合	2	0	0	0	0	0	0
01	048	上川町職員労働組合	2	0	0	0	0	0	0
01	050	自治労羽幌町職員組合	3	0	0	0	0	0	0
01	052	苦前町職員組合	14	0	0	0	0	0	0
01	054	枝幸町役場職員組合	1	0	0	0	0	0	1
01	055	自治労浜頓別町職員労働組合	4	0	0	0	0	0	0
01	059	知内町職員組合	8	0	0	0	0	0	3
01	061	自治労木古内町労働組合連合会	9	0	0	0	0	0	1
01	062	北斗市職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	063	自治労七飯町労働組合連合会	6	0	0	0	0	0	0
01	065	長万部町職員労働組合	10	0	0	0	0	0	1
01	066	自治労森町職員労働組合	8	0	0	0	0	0	0
01	067	自治労江差町職員組合	1	0	0	0	0	0	1
01	069	上砂川町職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
01	070	奈井江町職員組合	6	0	0	0	0	0	0

2025年度 新規採用者加入状況調査（2025年11月1日基準）：2025年5月～11月発効分 マイカーは2025年10月保有実績

県 県 コード	組合		新規組合員 じちろう共済加入 (人数)						
	組合 コード	団体名_漢字	基本型	団生 (本人)	長共 (月払)	長共 (半年払)	税適 (月払)	税適 (半年払)	マイカー
01	074	安平町役場職員組合	3	0	0	0	0	0	0
01	076	浦河町職員労働組合	8	0	0	0	0	0	0
01	078	えりも町職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	080	自治労新ひだか町職員組合	8	0	0	0	0	0	1
01	081	平取町職員労働組合	8	0	0	0	0	0	0
01	085	自治労標茶町役場職員労働組合	4	4	0	0	0	0	0
01	086	自治労厚岸町職員組合	3	0	0	0	0	0	0
01	088	池田町職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	089	自治労幕別町職員組合	13	0	0	0	0	0	0
01	090	士幌町職員組合	10	0	0	0	0	0	3
01	091	新得町職員組合	6	0	0	0	0	0	0
01	092	陸別町職員組合	4	0	0	0	0	0	1
01	093	自治労斜里町職員労働組合連合会	8	8	1	0	0	0	0
01	094	小清水町職員組合	5	0	0	0	0	0	0
01	095	美幌町職員組合	18	0	0	0	0	0	0
01	100	自治労遠軽町職員労働組合連合会	2	0	0	0	0	0	0
01	104	滝上町職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	106	置戸町職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	107	津別町役場職員組合	7	1	0	0	0	0	2
01	109	中標津町職員組合	6	0	0	0	0	0	0
01	110	標津町職員組合	5	0	0	0	0	0	0
01	113	鷹栖町役場職員組合	7	0	0	0	0	0	0
01	116	初山別村職員組合	3	0	0	0	0	0	0
01	117	猿払村職員組合	3	0	0	0	0	0	0
01	119	別海町職員組合	10	0	0	0	0	0	0
01	125	自治労音威子府村職員組合	1	0	0	0	0	0	0
01	126	自治労中札内村役場職員組合	6	0	0	0	0	0	0
01	127	羅臼町職員労働組合	6	0	0	0	0	0	0
01	128	自治労豊富町職員労働組合	5	1	0	0	0	0	0
01	129	足寄町職員労働組合	6	0	0	0	0	0	1
01	130	本別町役場職員組合	11	0	0	0	0	0	0
01	131	剣淵町職員労働組合	6	0	0	0	0	0	1
01	133	八雲町職員労働組合	8	0	0	0	0	0	0
01	134	自治労増毛町職員組合	5	1	0	0	1	0	1
01	135	自治労登別市職員労働組合	7	0	0	0	0	0	0
01	136	自治労下川町役場職員労働組合	2	0	0	0	0	0	0
01	139	南幌町職員組合	2	0	0	0	0	0	0
01	140	北海道市町村職員共済組合職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	142	上士幌町職員組合	7	0	0	0	0	0	0
01	143	自治労北海道都市職員共済組合労働組合	5	0	0	0	0	0	0
01	144	自治労伊達市労働組合連合会	27	1	0	0	0	0	2
01	146	妹背牛町職員組合	8	0	0	0	0	0	0
01	147	蘭越町役場職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	148	豊頃町役場職員組合	5	0	0	0	0	0	1
01	150	南富良野町職員組合	6	0	0	0	0	0	0
01	151	自治労むかわ町職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	152	中川町職員労働組合	2	0	0	0	0	0	0
01	154	自治労大空町職員組合	3	0	0	0	0	0	0
01	155	ニセコ町職員組合	6	0	0	0	0	0	0
01	157	占冠村職員組合	2	0	0	0	0	0	0
01	158	広尾町職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	159	興部町職員組合	5	0	0	0	0	0	0
01	160	自治労恵庭市職員労働組合	24	0	0	0	0	0	1
01	162	訓子府町職員組合	3	0	0	0	0	0	0

2025年度 新規採用者加入状況調査（2025年11月1日基準）：2025年5月～11月発効分 マイカーは2025年10月保有実績

県 県 コード	組合		新規組合員 じちょう共済加入（人数）						
	組合 コード	団体名_漢字	基本型	団生 (本人)	長共 (月払)	長共 (半年払)	税適 (月払)	税適 (半年払)	マイカー
01	165	自治労喜茂別町職員労働組合	2	0	0	0	0	0	0
01	166	真狩村役場職員労働組合	6	0	0	0	0	0	0
01	167	浦幌町役場職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	170	新篠津村職員組合	1	0	0	0	0	0	0
01	171	京極町役場職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	173	清里町職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	175	自治労せたな町役場職員組合	3	0	0	0	0	0	0
01	182	北広島市職員労働組合	33	0	0	0	0	0	0
01	185	島牧村職員組合	1	0	0	0	0	0	0
01	187	更別村役場職員組合	3	0	0	0	0	0	0
01	188	自治労石狩市職員労働組合	17	1	0	0	1	0	0
01	189	日高町職員組合	8	2	0	1	0	0	3
01	190	自治労鹿追町役場職員組合	11	0	0	0	0	0	0
01	191	自治労洞爺湖町職員労働組合連合会	1	0	0	0	0	0	0
01	192	鶴居村役場職員組合	1	0	0	0	0	0	0
01	194	自治労仁木町職員労働組合	2	0	0	0	0	0	0
01	195	自治労清水町役場職員組合	4	1	1	0	1	0	0
01	197	自治労共和町役場職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
01	199	当麻町役場職員組合	5	0	0	0	0	0	0
01	203	自治労上富良野町職員組合	1	0	0	0	0	0	0
01	204	芽室町職員組合	5	0	0	0	0	0	0
01	206	白老町職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	207	音更町職員組合	14	0	0	0	0	0	1
01	208	雨竜町職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
01	209	自治労大樹町職員労働組合連合会	3	0	0	0	0	0	0
01	210	北海道国民健康保険団体連合会職員労働組合	7	0	0	0	0	0	0
01	211	北竜町職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	212	釧路町役場職員組合	5	0	0	0	0	0	0
01	217	自治労根室市職員労働組合	7	0	0	0	0	0	1
01	219	ウォーターエージェンシー北海道労働組合	4	0	0	0	0	0	0
01	222	自治労龜田清掃労働組合	2	0	0	0	0	0	0
01	230	自治労白老町社会福祉協議会職員労働組合	2	0	0	0	0	0	0
01	236	自治労苦小牧市社会福祉協議会職員労働組合	5	0	0	0	0	0	0
01	309	東神楽町社会福祉協議会職員組合	1	0	0	0	0	0	0
01	312	共和町社協ユニオン	1	0	0	0	0	0	1
01	313	白糠町役場職員組合	8	0	0	0	0	0	0
01	314	苦小牧市スポーツ協会職員労働組合	1	0	0	0	0	0	0
01	315	自治労厚沢部町職員組合	5	0	0	0	0	0	0
01	319	名寄市社会福祉事業団職員労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	324	釧路市住宅公社労働組合	1	0	0	0	0	0	0
01	327	松前なでん荘職員組合	4	0	0	0	0	0	0
01	328	函館市公共サービス労働組合	3	0	0	0	0	0	0
01	340	札幌市交通事業振興公社労働組合	1	0	0	0	0	0	0
01	522	自治労くしろ児童厚生員ユニオン	6	0	0	0	0	0	0
01	525	江別市立病院労働組合	1	0	0	0	0	0	0
01	526	自治労市立美唄病院労働組合	6	0	0	0	0	0	0
01	801	北見市消防職員協議会	6	0	0	0	0	0	0
01	806	深川消防職員協議会	3	1	0	0	1	0	0
01	817	森町消防職員協議会	5	0	0	0	0	0	2
01	818	三笠市消防職員協議会	2	0	0	0	0	0	1
01	901	全北海道労働組合連合会	458	13	5	0	1	0	32

2025年新規採用団生未加入者プレ印字 見本

契08

団体生命共済・長期共済(新団体年金共済) 加入・変更申込書
親子共済(個人長期生命共済)C
団生加入

全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop) 御中

〔誓約・同意事項〕 個生協の趣旨に賛同し、加入します。貴生協が取り扱うこくみん共済 coop<全労済>の団体生命共済・個人賠償責任共済・長期共済/税制適格年金・親子共済・交通事故共済の各手帳契約・同額掛け定められた契約上の内容を了承し、被共済者の同意の上、其契約を申し込みます。申込書および告知記載の各事項が、本当に相違ないことを被共済者とともに誓約します。記載事項に明らかに誤りがあるときには、当該事項について訂正されても異議ありません。なお、契約者の個人情報が、本人確認・共済契約の締結・維持管理・共済金の支払いやなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されることを被共済者とともに同意します。また、所属する労働組合を通じ加入する場合は、これらの個人情報が労働組合へ提供されることを被共済者とともに同意します。※個人情報の取扱いに関する詳細は、HP等のプライバシーポリシーをご参照ください。

県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号	組合名	自治労共済北海道支部
01	000	00	11111	222222	333333333	職場名	北海道自治労会館

申込書記入日	申請区分	申込締切日	発効日	満期日
20年月日	①加入します ②契約を変更します	20年月日	2026年4月1日	20年月末日

フリガナ キョウサイ タク 共済 太郎		重要事項を確認し、内容を承諾した上で申し込みます。 <input checked="" type="checkbox"/>	居住地 国	長期共済・税制適格年金・親子共済に新規加入の方は、以下の質問に回答してください。 ご契約様の居住地国・納稅義務国は日本のみですか? こくみん共済 coop<全労済>は、OCIO共通報告基準適用である 日本の国内法にもとづき、特定の非居住者のご契約情報を所轄税務署長に報告します。				
自署		生年月日 9:19 0:20 1999年 4月 1日	発効日時点の年齢 歳 性別 ①男 ②女					
組合員 契約者 ▶加入・増額時は別紙の「健康告知について」をご確認のうえ、告知の記入をお願いします。	一般用告知	団体生命共済		長期共済(月払)		長期共済(半年払)		交通災害共済
	①通常 ②非常常 ③準通常 ④高血圧	型 F	掛金額(円) 1,040	口数 <input checked="" type="checkbox"/> 中断 <input type="checkbox"/> 復活	掛金額(円)	口数 <input checked="" type="checkbox"/> 中断 <input type="checkbox"/> 復活	掛金額(円)	口数
医療用告知 知	一般用告知	団体生命共済		税制適格年金(月払)		税制適格年金(半年払)		備考欄
	①通常 ②非常常 ③高血圧	医療コース 23	掛金額(円) 938	口数 <input checked="" type="checkbox"/> 中断 <input type="checkbox"/> 復活	① 5,000円コース ② 10,000円コース	口数 <input checked="" type="checkbox"/> 中断 <input type="checkbox"/> 復活	① 30,000円コース ② 60,000円コース	口数
続柄に○を記入してください。 ①配偶者 ②子ども ③その他	被共済者番号 フリガナ					生年月日 9:19 0:20 年月日		発効日時点の年齢 歲 性別 ①男 ②女
家族1 「健康告知について」をご確認のうえ、告知の記入をお願いします。	一般用告知	団体生命共済		親子共済		交通災害共済		備考欄
健 康 告 知	①通常 ②非常常 ③高血圧	型 F	掛金額(円)	口数	掛金額(円)	口数	掛金額(円)	
医療用告知	団体生命共済			団体生命共済とともに契約は、以下の加入要件をすべて満たしている場合のみ、加入・更新が可能です。要件を1つでも満たなくなったら場合、ご加入いただけません。解約手続きが必要ですでのお手数ですが所属組合までご連絡ください。		組合員または配偶者と同一生計		
健 康 告 知	①通常 ②非常常 ③高血圧	医療コース 23	掛金額(円)					
続柄に○を記入してください。 ①配偶者 ②子ども ③その他	被共済者番号 フリガナ					生年月日 9:19 0:20 年月日		発効日時点の年齢 歲 性別 ①男 ②女
家族2 「健康告知について」をご確認のうえ、告知の記入をお願いします。	一般用告知	団体生命共済		親子共済		交通災害共済		備考欄
健 康 告 知	①通常 ②非常常 ③高血圧	型 F	掛金額(円)	口数	掛金額(円)	口数	掛金額(円)	
医療用告知	団体生命共済			団体生命共済とともに契約は、以下の加入要件をすべて満たしている場合のみ、加入・更新が可能です。要件を1つでも満たなくなったら場合、ご加入いただけません。解約手続きが必要ですでのお手数ですが所属組合までご連絡ください。		組合員または配偶者と同一生計		
健 康 告 知	①通常 ②非常常 ③高血圧	医療コース 23	掛金額(円)					
続柄に○を記入してください。 ①配偶者 ②子ども ③その他	被共済者番号 フリガナ					生年月日 9:19 0:20 年月日		発効日時点の年齢 歲 性別 ①男 ②女
家族3 「健康告知について」をご確認のうえ、告知の記入をお願いします。	一般用告知	団体生命共済		親子共済		交通災害共済		備考欄
健 康 告 知	①通常 ②非常常 ③高血圧	型 F	掛金額(円)	口数	掛金額(円)	口数	掛金額(円)	
医療用告知	団体生命共済			団体生命共済とともに契約は、以下の加入要件をすべて満たしている場合のみ、加入・更新が可能です。要件を1つでも満たなくなったら場合、ご加入いただけません。解約手続きが必要ですでのお手数ですが所属組合までご連絡ください。		組合員または配偶者と同一生計		
健 康 告 知	①通常 ②非常常 ③高血圧	医療コース 23	掛金額(円)					
続柄に○を記入してください。 ①配偶者 ②子ども ③その他	被共済者番号 フリガナ					生年月日 9:19 0:20 年月日		発効日時点の年齢 歲 性別 ①男 ②女
団体生命共済	個人賠償責任共済(月額200円)	①付帯する ②付帯しない	【「付帯する」場合「他の保険の有無」についてお答えください】他の個人賠償責任保険・共済(偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する保険・共済)に加入している。 ①該当する(他保険加入あり) ②該当しない(他保険加入なし)					

※個人賠償責任共済を解約する場合は、「②付帯しない」を選択してください。

※申込書提出時は、記入不備や抑印もがないことを確認してください。

マイカー共済を除く、すべての掛金額をご記入ください。

事務処理欄	単組支部	単組本部	県支部	推進本部		居住地国確認 単組記入欄	組掛合員計	現掛金	差額	新掛金
	受付日	/	/	受付日	/			月 払	円	円
点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出		未・済		円	円	円
送付日	/	/	/	登録日		/		円	円	円
確認印	印	印	印	確認印		印		半年払	円	円

<2024.10>

2026年新規採用 生協・基本型 団生・長共プレ印字 見本

契07

自治労共済生協 生協加入申込書 兼
団体生命共済・長期共済(新団体年金共済)加入申込書

新規加入

全日本自治体労働者共済生活協同組合(自治労共済生協)・全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop<全労済>)御中
<誓約・同意事項> 貴生協の趣旨に賛同し、加入します。貴生協が実施する「総合共済」および、貴生協が取り扱う「こくみん共済 coop<全労済>」の団体生命共済・個人賃貸責任共済・長期共済・税制適格年金・交通事故共済の各事業規約・同細則に定められた契約上の内容を了承し、被共済者の同意の上、共済契約を申し込みます。申込書および告知に記載の各事項が、事実に相違ないことを被共済者とともに誓約します。記載事項に明らかな誤りがあるときは、当該事項について訂正されても異議ありません。なお、契約者等の個人情報が、本人確認・共済契約の締結・経営管理・共済金の支払いなどの判断にに関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されること、本契約に関する契約者等の特定個人情報が「行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律(番号法)」に規定された目的のために利用されること、また、所属する労働組合を通じて加入する場合は、これらの個人情報を(特定個人情報を除く)が労働組合へ提供されることを被共済者とともに同意します。

※個人情報の取扱いに関する詳細は、HP等のプライバシーポリシーをご参照ください。

申込書記入日	発効日	申請区分
20年月日	20年月1日	① 新規加入します

●新しくじちらうの共済をご利用される方へ●

自治労共済生協は、非営利で共済事業を営む消費生活協同組合です。自治労共済生協が実施および取り扱う各種共済制度に加入されにあたっては、出資金をお支払いいただきます。

県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号	組合名
01						
					職場名	

▲組合員の所属番号は、必ず単組で確認してください。既に生協加入されている方は、組合員番号を記入してください。

※該当箇所をチェックしてください。

組合員名(必ず記入してください) フリガナ (自署)		組合員承諾印 記載事項を確認し 申請書を提出する ことを承諾する ことを確認する 印	生年月日 09/19 09/20 年月日 ①男 ②女	性別	下記の出資金(1口100円・ 1口以上)を支払い自治労共済生協への加入を申し込みます。		
現住所(郵便番号とフリガナは必ず記入してください) フリガナ 〒 _____ 都道府県 市郡区 連絡先電話番号				出資金額(100円)	出資金額を変更される場合は二重線で修正してください。		
一般用告知 ①通常 ②非常用 ③準通常 ④高血圧		団体生命共済 F	掛金額(円) 男 780 女 660	長期共済(月払) 口数	掛金額(円)	長期共済(半年払) 口数	掛金額(円)
医療用告知 ①通常 ②非常用 ③高血圧		団体生命共済 23	掛金額(円) 男 938 女 1,154	税制適格年金(月払) ① 5,000円コース ② 10,000円コース	税制適格年金(半年払) ① 30,000円コース ② 60,000円コース	組合員掛金合計 月 払 半年 払 <small>(出資金・マイカ共済を除くすべての掛金額をご記入ください)</small>	
団体生命共済	個人賠償責任共済(月額200円)	①付帯する ②付帯しない	【「付帯する」場合「他の保険の有無」についてお答えください】他の個人賠償責任保険・共済(偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する保険・共済)に加入している。 ①該当する(他保険加入あり) ②該当しない(他保険加入なし)				

※個人賠償責任共済を解約する場合は、「②付帯しない」を選択してください。

▼労働金庫・ゆうちょ口座届出

申込区分	① 労働金庫	② ゆうちょ	※団体生命共済等の割戻金の振込口座届出欄です。 記入の有無は組合により異なりますので、詳細は、組合へご確認ください。			
銀行コード	労働金庫			店番号	支店 支所 出張所	
預金種目		口座番号	預金名義人	カタカナで記入してください。 (必ず契約者ご本人の口座名義をご指定ください)		
① 総合(普通)	② 当座					
ゆうちょ	種目コード 契約種別 コード	通帳記号	通帳番号(右づめ)	名義人	カタカナで記入してください。 (必ず契約者ご本人の口座名義をご指定ください)	
1 6 6 3 0 1 0 -						

※申込書提出時は、記入不備や押印もがないことを確認してください。

居住地国	長期共済・税制適格年金・親子共済に新規加入の方は、以下の質問に回答してください。			単組記入欄	単組支部	単組本部	県支部	推進本部		
	ご契約者様の居住地国・納税義務国は日本のみですか?			本人確認 □ 事務処理欄	受付日	/	/	/	受付日	/
	はい いいえ				点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出	未・済
	こくみん共済 coop<全労済>は、OECD共通報告基準適用国である日本の国内法にもとづき、特定の非居住者の契約情報を所轄税務署長に報告します。				送付日	/	/	/	登録日	/
					確認印	印	印	印	確認印	印

<2024.10>上記印字は組合が推奨するプランです。内容を変更して加入することもできます。詳細はパンフレットをご確認ください。

※赤枠は組合員本人が記入してください。

※青枠は加入組合に従って記入してください。

清子歌

年金支給後は組合員本人の年金に特化した積立タイプの共済です。

税制简述

「親子共済」は、子どもの大学進学資金を準備するための共済です。

この問題は、生徒が何をどのようにして解いていくかを観察するための問題です。問題文を読み、条件を理解するところから始めます。次に、何を求めるか（目的）を明確にし、それを達成するための手順を考えます。最後に、実際に計算や操作を行って解を導き出します。

- 子どもの小学校入学前までに加入し、積み立てを開始
- 高校卒業該当年度に満期共済金をお支払い

万円～ 貸付金で受け取った金額に「支給手当」(1ヶ月あたり
1万円)が付きます。

万円まで加入 子ども1人あたり最大4口まで加入できます。

万円まで貸付金を受取れます。 貸付金を返済するときにかかる利息がかかるので、貸付金の倍で返済します。

万円まで貸付金を受取れます。 貸付金を返済するときにかかる利息がかかるので、貸付金の倍で返済します。

万円まで貸付金を受取れます。 貸付金を返済するときにかかる利息がかかるので、貸付金の倍で返済します。

万円まで貸付金を受取れます。 貸付金を返済するときにかかる利息がかかるので、貸付金の倍で返済します。

音譜

- 記録者の年金な
- 退職後の年金などのために
 - 年金給付をはじめとして、終身の生活保証付・遺産給付が用意されています。
 - 年金額を120歳～1200歳の間で設定できます。
 - 年金支給を120歳～1200歳の間で設定できます。

年金などを選択する場合、年金額は年金額の算定式によって決まります。

- 月払は1口3,000円から最大50口まで
子の高きの元気な成長期に応じて、お込迷合を設けています。
- 退廻後の保育が必要ない場合
運び出でる保育園などと一緒に暮らすことのできるのであります。

健康告知区分「通常就業者」

第1回～第4回
60歳を過ぎた乍夏の3月未満までに、 高齢を迎えること

バスカード: jichiro
支入カード: jichiro

第1回

ごとも保育園へおけり

中高・大学の各準
各コースの組み合わせ

新規開設料金付きの共済です。

年齢別賞賛金は50万円型・100万円型から選択
字に備えて、希望のコースを選べます。

介質回憶

新規生徒登録	新規登録
新規登録	新規登録

ときには一時金をお支払いする共済です。

介護一時金は
200万円～2,000万円
100万円単位で調べられます。

住まいの共済

火災共済・賃貸災害共済
賃貸用保険料は、加入する賃貸物件によって異なります。

専門的な知識がない場合は、お問い合わせください。

●火災を中心とした災害に備える火災共済。日々生活している自然災害に備えましょう。

●賃貸住戸の方も、家財のための保障に入加入できます。

※お問い合わせの際は、お名前(姓)とお年齢(誕生日)を明記ください。
※お問い合わせの際は、お名前(姓)とお年齢(誕生日)を明記ください。

火災共済

建物加入限度口数(住宅400口+家財200口)に加入了した場合	火災 保険料 火災保険料	賃水害 保険料 賃水害保険料	共済金 支払方法
火災保険料 火災保険料	6,000万円	3,000万円	5,700万円

自然災害共済

建物加入限度口数(住宅400口+家財200口)に加入了した場合	火災 保険料 火災保険料	賃水害 保険料 賃水害保険料	共済金 支払方法
火災保険料 火災保険料	6,000万円	3,000万円	5,700万円

火災を中心にしっかりと備える

建物加入限度口数(住宅400口+家財200口)に加入了した場合	火災 保険料 火災保険料	賃水害 保険料 賃水害保険料	共済金 支払方法
火災保険料 火災保険料	6,000万円	3,000万円	5,700万円

さらに特約をご用意

建物納入区分	火災保険料 火災保険料	賃水害保険料 賃水害保険料	賃水害責任共済 賃水害責任共済	賃人賃貸責任保険 賃人賃貸責任保険	賃貸風景保険 賃貸風景保険
木造階層	6円	11.5円	16円	11.5円	16円
鉄筋・耐火構造	3.5円	+ 8円	10.5円	5.5円	8円
マンション構造	3円	- 5.5円	0円	2.5円	5円
アパート構造等	2.5円	- 5円	7円		

おまかせのTIA法

マイカー共済

はんしやく

文通安全プロジェクト

こころひなた

はんしやく



例記入書込申

記入例を参考に記入して、申込書は組合を通じてご提出ください。
申込書1枚で簡単に申し込みができます。

不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

HP <https://www.zenrosai-coop/contact/Zenkoku/ichiro/> **ID** taishiwa/2424-**lichiro**
自治労共済推進本部〇〇〇県支
電話: 0000-0000-0000



障害保険のトータル気やけが



将来に向けて計画的にコツコツ

4. 新採対策に向けた「単組役員向けオンラインセミナー」の開催について

(2026/01/06 付事務連絡)

自治労共済北海道発事務連絡

2026年1月6日

地本・単組執行委員長

各 様
加入団体代表者

こくみん共済 coop <全労済>

自治労共済推進本部北海道支部

事務局長 諸橋 克幸

(職印省略)

自治労共済推進本部主催 新採対策にむけた単組役員向け「オンラインセミナー」の開催について

1. 開催の主旨

新規採用職員の組合加入と同時の団生全員加入の方針のもと、さらなる加入拡大をはかるためには、単組の推進担当者が共済運動の意義と制度の優位性を理解し組合員に自信を持って勧めることが必要なことから、単組役員向けのオンラインセミナーを開催します。あわせて単組における推進担当者の育成支援もめざします。

2. 主催

自治労本部共済推進委員会

3. 講師

自治労本部共済推進委員会

FP ユニオン Labo

4. セミナーの形態・日程

セミナーは全て Zoom によるオンライン開催とし、昼夜時間に参加可能となるよう、1回30分の講座を、3回講座として開催します。

開催日程は以下のとおりです。

回数	日時	
第1回講座	2026年2月24日（火）	12時15分～12時45分
第2回講座	2026年2月26日（木）	12時15分～12時45分
第3回講座	2026年3月3日（火）	12時15分～12時45分

※12時45分に一旦終了したのち、質問時間を設けることとしますが、休憩時間を過ぎる場合がありますので自由参加とします。

5. セミナー参加者の募集と参加者報告

- ① 受講者は登録制で、原則として全講座を受講できる単組執行部・単組共済担当者（単組役員・単組共済推進委員・書記）とします。

- ② アカウントの上限が 1,000 アカウントとなりますので、上限を超える場合は調整をさせていただく場合があります。
- ③ 1 単組からは参加者 1 人を登録していただきますが、単組書記局から複数人で視聴することも可能とします。(ただし Zoom アカウントの使用は 1 単組 1 つ)
- ④ 添付の「参加報告書」に記入のうえ、自治労共済推進本部北海道支部へ FAX 送信、またはじちろうネットメッセージにて申し込みをお願いします。

自治労共済北海道支部 FAX：011-747-1876

報告締切日 2026 年 2 月 4 日（水）

6. セミナー内容

回数	講演内容
第 1 回	講演『労働組合はなぜ共済運動をすすめるのか？～自治労共済の意義～』 講師：自治労本部共済推進委員会 組合が組合加入や共済を推進するのはなぜなのか、組合員にとってどんなメリットがあるのかなど、組合加入と共に推進の意義と新採対策（組合と共に済の同時加入）について説明します。
第 2 回	講演①『新採用者にはここを推す！若年層むけ団体生命共済の強み』 講師：FP ユニオン Labo ●カリキュラム（団体生命共済） <ul style="list-style-type: none"> ① 若くても介護の備えは必要。重度障がいは働けない時もカバー ② 健康でも、医療の保障に助けられるケースがある 講演②『失職を防ぐ対応があるのはじちろうマイカー共済だけ！』 講師：FP ユニオン Labo ●カリキュラム（じちろうマイカー共済） <ul style="list-style-type: none"> ① 事故で人生が一変！失職を防ぐ対応ができるのは労働組合だから ② ダイレクト系保険よりも割安！民間損保の保険料は値上げラッシュ。団体割引の効果は大きい
第 3 回	講演『新採用者に魅力が伝わる税制適格年金・長期共済のポイント』 講師：FP ユニオン Labo ●カリキュラム（税制適格年金・長期共済） <ul style="list-style-type: none"> ① 各種金融商品・制度の使い分け方 ② NISA や iDeCo を味方にできる考え方 ③ 予定利率の高い保険との違いで見るべきポイント ④ 新採用者こそ隨時払をフル活用すべし

7. 視聴方法およびセミナー資料

- ① 参加者は、単組書記局の PC や、タブレット・スマホ等を各自で手配いただいたうえで参加をお願いします。
- ② セミナー資料およびオンラインセミナー参加に必要な ZOOM の ID ・ パスワードは、別途通知します。

5. 再任用・再雇用者、早期退職者対応

(1) 再任用・再雇用者の継続利用

2026年3月末は定年退職はありませんが、再任用・再雇用職員へは共済制度継続利用、退職後の保障の点検を案内し、長期共済・税制適格年金加入者へは退職金等を利用した「随時払の活用」をご案内します。

(2) 早期退職者対応

2026年3月末以降も早期退職が予想されることから、早期退職予定者の情報把握と、退職後も自治労共済制度利用が可能な組合員（年齢50歳以上、勤続年数25年以上）へ制度利用案内に取り組みます。

(3) 長期共済・税制適格年金の「随時払」制度の周知

在職中（再任用・再雇用中も含め）は長期共済・税制適格年金の積み立て、退職後は年金給付を選択することで、安定的に退職後の資産形成に活用できることから、再任用・再雇用予定者へは、以下の内容を周知します。

① 長期共済は、55歳以上（注）になると、1ヶ月あたりの払込上限額や随時払の通算限度額がなくなるため、払込掛金累計限度額（長期共済と税制適格年金を合算して6,000万円）までは随時払を活用できることから、再任用・再雇用者に退職金の随時払による活用についてチラシなどを配布し訴求します。

＜随時払の積立金額例表＞

払込掛金	積立金・解約返戻金				
	1年(12ヶ月)	2年(24ヶ月)	3年(36ヶ月)	4年(48ヶ月)	5年(60ヶ月)
500万円	500.6万円	506.4万円	512.2万円	518.1万円	524.1万円
1,000万円	1,001.3万円	1,012.9万円	1,024.5万円	1,036.3万円	1,048.2万円
2,000万円	2,002.7万円	2,025.8万円	2,049.0万円	2,072.6万円	2,096.5万円
返戻率	100.1%	101.3%	102.5%	103.6%	104.8%

（注）年金開始までの期間が5年以下となったとき長共・税適それぞれの随時払の限度を緩和

＜即時受取開始で年金年額12万円の確定年金に移行した場合＞

	掛金額	受取年金額	経過利息	受取合計	掛金との差
5年 確定年金	591,221円	600,000円	5,600円	605,600円	+ 14,379円
10年 確定年金	1,145,836円	1,200,000円	11,200円	1,211,200円	+ 64,364円
15年 確定年金	1,668,991円	1,800,000円	16,800円	1,816,800円	+ 147,809円

※組合員本人の年金は「年2回後払い」のため、年金年額12万円に対し経過利息（約1,120円）が支払われる

※年金年額24万円の場合は上記の2倍、年金年額120万円の場合は10倍

6. マイページ・公式アプリについて

2025年11月7日開催の「2025年度第1回事務担当者会議」にてマイページ・公式アプリの利用・登録方法および登録促進について提案・周知しました。また、あわせて「こくみん共済 coop 公式アプリ促進チラシ（電話番号認証版）」を各単組へ送付しました。

2026年度末（2027年5月末）までに組合員全員のマイページ・公式アプリ登録の目標達成に向け、今回、あらためて利用・登録推進方法と追加提起について案内します。

(1) マイページ・公式アプリの登録の推進方法について

公式アプリを利用するためには、マイページへの登録が必要となります

【登録方法1】 生協組合員番号・電話番号などを入力し登録

【登録方法2】 「マイページ招待コード・アクセスキー」を入力し登録

◆ 取り組み方法

① 団体生命共済の募集時期にあわせた取り組み

招待コードを使用せずにマイページに登録するためには、組合員番号の入力が必要となります。そのため、組合員番号が記載されている団体生命共済継続加入申込書一式および団体生命共済加入申込書一式（未加入者）の配布時にアプリ促進チラシ（電話番号認証版）を同封いただき、公式アプリの利用・登録の推進をお願いします。（見本別添）

② 単組で開催する会議や大会等でのチラシの配布

単組における諸会議や学習会、大会などでアプリ促進チラシ（電話番号認証版）の配布をお願いします。

(2) マイページ招待コード・アクセスキーについて（見本別添）

上記①②の取り組みにおいて「マイページ招待コード・アクセスキーのご案内」+アプリ促進チラシ（招待コード配布版）を同封・配布を希望される単組（ハッピちゃん導入単組に限る）には、「マイページ招待コード・アクセスキーのご案内作成ツール」を提供します。単組にて「招待コード・アクセスキーのご案内」を作成いただき、アプリ促進チラシ（招待コード配布版）とあわせて同封・配布をお願いします。

注意事項～招待コード・アクセスキーには有効期限があります。

※ハッピちゃんネットを導入していない単組で招待コード認証版の配布を希望される単組につきましては北海道支部までご相談ください。

(3) デジタル促進特別活動費について

公式アプリの拡大に向けては、職場や学習会等で組合員と接する機会の多い単組の推進力によるところが大きいことから、デジタル促進特別活動費を「単組」へ支払います。

① デジタル促進特別活動費について

1件あたり@250円（アプリのダウンロード・マイページの登録が必須です）

② 対象期間

2025年6月1日～2027年5月31日

※2023年11月から2025年5月までにダウンロード・マイページ登録件数についても
デジタル促進特別活動費をお支払いいたします。

II じちろうマイカー共済について

1. 主たる被共済者を別居の未婚の子とする取り扱いについて

事業規約・細則に定める主たる被共済者の範囲の解釈について、「別居の未婚の子」は同居の親族に準じるものとする（同居とみなす）規定がされています。この解釈については、あくまでも契約引受の時のみ適用される解釈であって、その他の変更等の際に求められる条件である「同居の親族」の定義に「別居の未婚の子」は含まれていません。

今般、共済本部から取り扱いの徹底を求められたことから、主たる被共済者を「別居の未婚の子」とする取り扱いについて整理します。

1. 主たる被共済者を「別居の未婚の子」とする場合の留意点

(1) 契約引受について

① 事業規約・細則第6条「主たる被共済者の範囲」について

- ア. 共済契約者
- イ. 共済契約者の配偶者
- ウ. 共済契約者の同居の親族
- エ. 共済契約者の配偶者の同居の親族

② 契約引受をするためには主たる被共済者が事業規約・細則第6条（主たる被共済者の範囲に定める条件を満たす必要があります。主たる被共済者の範囲に定める同居の親族とは、単身赴任、短期間の出稼ぎ、就学等の理由で別居している共済契約者と生計を一にする（共済契約者が扶養している）親族を含むという解釈のもと、「別居の未婚子」は同居の親族に準じたものとして新規の契約引受時に限って主たる被共済者とすることができます。

(2) 中途変更（等級入替や主たる被共済者の変更など）による等級引継ぎ

① 事業規約第22条により、主たる被共済者の変更には第6条で定める上記ア～エ「主たる被共済者の範囲」をみたす必要があります。ただし、ここでいう「同居の親族」に別居の未婚の子は含まれないため、中途変更により等級引継ぎをともなう別居の未婚の子への主たる被共済者の変更を行うことはできません。したがって、中途変更で親族への等級引継ぎを行うためには、その親族が同居であるうちに主たる被共済者を変更する必要があります。

(3) 国内中断特例の適用（解約後の中断手続き）からの再加入について

① 新契約と中断している契約の主たる被共済者が同一または同一とみなす範囲である必要があります。よって、新契約と中断している契約の主たる被共済者が同一とみなす範囲外（別居の未婚の子）の場合は、中断からの再加入手続きはできません。

② 「同一とみなす範囲」について

- ア. 中断している契約の主たる被共済者等の配偶者

イ. 中断している契約の主たる被共済者等の同居の親族。ただし、中断している契約の主たる被共済者等が死亡している場合は、新契約の主たる被共済者がつぎの a)または b)に該当する親族に変更する場合に限る。

a) 中断している契約の主たる被共済者等の死亡日時点において、中断している契約の主たる被共済者等と同居していた親族

b) 新契約の共済責任期間の開始日時点において、中断している契約の満了日の主たる被共済者等の住所に居住している親族

ウ. 中断している契約の主たる被共済者等の配偶者の同居の親族

(4) セカンドカー割引

① 新契約と他の自動車の共済契約で主たる被共済者が同一または同一とみなす範囲である必要があります。よって、新契約と他の自動車の共済契約で主たる被共済者が同一とみなす範囲外（別居の未婚の子）の場合は、セカンドカー割引を適用しての新規加入手続きはできません。

② 同一とみなす範囲

ア. 新契約の主たる被共済者が他の自動車の共済契約の主たる被共済者の配偶者

イ. 新契約の主たる被共済者が他の自動車の共済契約の主たる被共済者の同居の親族

ウ. 新契約の主たる被共済者が他の自動車の共済契約の主たる被共済者の配偶者の同居の親族

(5) 現行の取り扱いと整理後の取り扱いのまとめ

【別居の未婚の子の車両を追加する場合】

	現行の取り扱い	整理後の取り扱い
現在の契約	<p>契約①</p> <p>契約者：A 主 被：A 等 級：22等級 車 名：プリウス</p> <p>別居の未婚の子の車を購入したため、共済加入を希望</p>	<p>契約①</p> <p>契約者：A 主 被：A 等 級：22等級 車 名：プリウス</p> <p>別居の未婚の子の車を購入したため、共済加入を希望</p>
変更後の契約	<p>契約①（変更）</p> <p>契約者：A 主 被：B(別居未婚の子) 等 級：22等級 車 名：<u>ヤリス</u></p> <p>►契約①…主たる被共済者を別居の未婚の子B 車両をヤリスに変更</p> <p>►契約②…契約①を別居の未婚の子と入替したため プリウスを新規で加入。</p>	<p>契約①</p> <p>契約者：A 主 被：A 等 級：22等級 車 名：プリウス</p> <p>契約②（新規）</p> <p>契約者：A 主 被：B(別居未婚の子) 等 級：<u>6等級(前契なし)</u> 車 名：<u>ヤリス</u></p> <p>►契約①…主たる被共済者を別居の未婚の子へ変更する ことができない。</p> <p>►契約②…別居の未婚の子として新規加入</p>

【別居の未婚の子に契約中の車両を譲渡する場合】

	現行の取り扱い	整理後の取り扱い
現在の契約状況	<p>契約①</p> <p>契約者：A 主被：A 等級：22等級 車名：プリウス</p> <p>契約者（主たる被共済者）が車を使用しなくなったため別居の未婚の子に車を譲渡し、等級引継ぎを希望</p>	<p>契約①</p> <p>契約者：A 主被：A 等級：22等級 車名：プリウス</p> <p>契約者（主たる被共済者）が車を使用しなくなったため別居の未婚の子に車を譲渡し、等級引継ぎを希望</p>
変更後の内容	<p>契約①（変更）</p> <p>契約者：A 主被：<u>B(別居未婚の子)</u> 等級：22等級 車名：プリウス</p> <p>▶契約①…主たる被共済者を別居の未婚の子Bに変更</p>	<p>契約①</p> <p>解約 (中断)</p> <p>契約②（新規）</p> <p>契約者：A 主被：<u>B(別居未婚の子)</u> 等級：<u>6等級(前契なし)</u> 車名：プリウス</p> <p>▶契約①…主たる被共済者を別居の未婚の子へ変更する ことができないため、契約①は解約。 ▶契約②…別居の未婚の子として新規加入</p>

(6) 整理後の取り扱い開始日

すでに現在の取り扱いにて組合員と話をすすめていることを勘案し、効力開始日（変更日）が2026年6月1日以降の契約から整理後の取り扱いとします。

2. 各補償制度の対象範囲

各補償制度における「別居の未婚の子」の補償範囲は以下のとおりです。

(1) 人身傷害補償

⇒家族の範囲に主たる被共済者・配偶者の別居の未婚の子も含まれます。

(2) 搭乗者傷害特約

⇒家族の範囲に主たる被共済者・配偶者の別居の未婚の子も含まれます。

(3) 弁護士費用補償特約

⇒被共済者の範囲に主たる被共済者・配偶者の別居の未婚の子も含まれます。

(4) 他車運転危険補償

⇒補償の範囲に被共済者・配偶者の別居の未婚の子も含まれます。

(5) マイバイク特約

⇒補償の範囲に被共済者・配偶者の別居の未婚の子も含まれます。

(6) 自転車賠償責任補償特約

⇒補償の範囲に被共済者・配偶者の別居の未婚の子も含まれます。

2. 2026年1月車検証の電子化を踏まえたじちろうマイカー共済の事務対応について

2025年12月24日発行の事務連絡「2026年1月車検証の電子化を踏まえたじちろうマイカー共済の事務対応について」において、2026年1月以降の「自動車検査証記録事項」の事務対応について周知しておりますが、あらためて自動車検査証記録事項の取り扱い方について周知いたします。

(1) 単組における加入・車両入替手続き

現在、じちろうマイカー共済のお見積もりや契約車両の変更等の際、「自動車検査証記録事項※1」及び「車検証」をご提出いただいております。

2025年12月末をもって自動車検査登録事務所窓口での「自動車検査証記録事項」の配布は終了※2しますが、引き続き「新規加入見積・加入申込」「契約車両の変更」等の際は「自動車検査証記録事項」のご提出をお願いします。

※1 電子化以前の車検証と同等の情報が記載されている書類であり、2023年1月車検証電子化開始から2025年12月末までユーザーの希望に関わらず、電子車検証の発行時に提供されています。

各運輸支局・自動車検査登録事務所での窓口での配布は2025年12月末で終了しますが、その後も各運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口付近に設置した端末において印刷が可能です。

※2 軽自動車は2024年1月から電子車検証が開始され2027年12月末に自動車検査証記録事項の配布を修了する予定です。普通乗用車等と終了のタイミングがずれています。

(2) 車検証情報の印刷物の入手方法について

① ディーラー等からの入手

車両の購入・車検等をともなう場合は、PDFもしくはPDFを印刷した自動車検査証記録事項をディーラー等から入手したうえで北海道支部へご提出ください。

② 「車検証閲覧アプリ」の活用

「車検証閲覧アプリ」をスマートフォン等にダウンロードし、電子車検証原本を読み取り「自動車検査証記録事項」をご取得ください。(PDFで保存が可能です)

※車検証閲覧アプリの車検証情報閲覧手順 (P29 資料1)

(3) 車検証情報の印刷物を入手できない場合について

上記(2)の方法でも「自動車検査証記録事項」を入手することができない場合は、北海道支部にご相談ください。

1.1 車検証情報閲覧手順(スマートフォン)



(ア)車検証情報を閲覧する（オンラインモードの場合）

車検証情報を閲覧する操作を説明します。

- ①【読み取り開始】 「読み取り開始」を選択します。
- ②【セキュリティコード入力】
セキュリティコード（車検証に記載されている4桁の数字）を入力後、「次へ」を選択します。
- ③【車検証読み取】
Androidの場合は、「読み取り開始」を選択します。
iOSの場合は、車検証のICタグ部にスマートフォンを近づけ、読み取りを行います。
- ④【車検証読み取2 (iOSのみ)】 iOSの場合は、車検証のICタグ部にスマートフォンを近づけ、読み取りを行います。
- ⑤【車検証情報表示】 読取り完了後、車検証に記載されているすべての情報が表示されます。



A

記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報					
自動車登録番号又は車両番号 札幌 300 お 9999					
車台番号	R 35 - DSG - 00001				
登録年月日 / 交付年月日	令和 3年 5月 10日	初度登録年月	令和 3年 5月	有効期間の満了する日	令和 6年 5月 9日
2. 所有者・使用者情報					
所有者の氏名又は名称	運輸 太郎				
所有者の住所	北海道札幌市東区北36条東○丁目△△△ [50007 0331]				
使用者の氏名又は名称	***				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
3. 車両詳細情報					
車名	ニッサン [213]				
型式	CBA-R35	原動機の型式	VR38		
自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	箱型	[001]	乗車定員	4人	最大荷物量
車両重量	1730kg	車両総重量	1950kg	長さ	465cm
前前軸重	940kg	前後軸重	-kg	後前軸重	-kg
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	15965		類別区分番号
4. 備考					
[札幌] 新規登録 自動車重量税額 ￥49,200 〔31年度税制〕令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 〔走行距離計表示値〕19,000km (令和〇年5月1日) 〔旧走行距離計表示値〕9,000km (令和〇年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 〔整備工場コード〕41-00001 番号標再交付 以下余白					

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID	A01234560001
------	--------------



12345678901234567890

B

記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号 札幌 300 お 9999

車台番号 R 35-D S G - 00001

登録年月日／交付年月日 令和 3年 5月 10日 初度登録年月 令和 3年 5月 有効期間の満了する日 令和 6年 5月 9日

2. 使用者情報

使用者の氏名又は名称 運輸 太郎

使用者の住所 東京都練馬区貫井〇丁目△△-□□ [13020 0330]

使用の本拠の位置 ***

3. 車両詳細情報

車名 ニッサン [213]

型式 C B A - R 35 原動機の型式 V R 38

自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用

車体の形状 事故調査用緊急セミトレーラ [735] 乗車定員 4人 最大積載量 - kg

車両重量 1730kg 車両総重量 1950kg 長さ 465cm 幅 189cm 高さ 137cm

前前軸重 940kg 前後軸重 - kg 後前軸重 - kg 後後軸重 790kg 総排気量又は定格出力 3.79 kW

燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 15965 類別区分番号 0001

4. 備考

【本自動車検査証発行時における所有者情報】

所有者の氏名又は名称 国土交通

所有者の住所 東京都千代田区〇〇〇 [00001]

[札幌] 新規登録

自動車重量税額 ¥ 49,200

[31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録

令和2年度燃費基準40%向上達成車

平成27年度燃費基準20%向上達成車

平成22年度燃費基準25%向上達成車

車両安定性制御装置搭載車

車線逸脱警報装置搭載車

[走行距離計表示値] 19,000km (令和〇年5月1日)

[旧走行距離計表示値] 9,000km (令和〇年5月1日)

ハイブリッド車

平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB

マフラー加速騒音規制適用車

[整備工場コード] 41-00001

番号標再交付

以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID A01234560001

12345678901234567890

3. マイカー共済制度の「運転者本人限定特約」の注意事項徹底について

(1) 注意事項について

① 「主たる被共済者」が配偶者の場合は特に気を付ける

配偶者が世帯主の場合などで、車検証上の所有者と「主たる被共済者」が配偶者となっているような場合に、運転者本人限定特約を付帯すると契約者である組合員が運転しても補償されません。

「主たる被共済者」とその配偶者が運転する場合は、運転者本人・配偶者限定特約（6%割引）のご案内をお願いします。

② 「運転者本人・配偶者限定特約」から変更する場合は特に気を付ける

運転者本人・配偶者限定特約（6%割引）を付帯している契約者が、運転者本人限定特約（9%割引）に変更しようとする場合は、「主たる被共済者」の状況によって、本人あるいは配偶者が運転しても補償されないことを十分に説明のうえ手続きをお願いします。

③ 他保険切り替えの場合は特に気を付ける

他保険切り替えで「前契約の契約者」と「組合員」が異なるケースで、運転者本人限定特約を付帯する場合は、前契約の「記名被保険者」と「主たる被共済者」が同じになっているかどうか確認し、「主たる被共済者」以外が運転しても補償されないことを十分に説明のうえ手続きをお願いします。

(2) 「運転者本人限定特約」と「運転者本人・配偶者限定特約」の補償範囲



被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」に限定した場合、掛金が9%割引となります。



被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が6%割引となります。

●配偶者には内縁関係にある方や、同性パートナー等も含まれます
(詳しくはP.20「用語の説明」をご参照ください)。

		運転者の範囲					
(○:補償します ー:補償しません)		割引率	主たる被共済者	主たる被共済者の配偶者	同居の親族、別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
運転者本人限定特約		9%	○	ー	ー	ー	ー
運転者本人・配偶者限定特約		6%	○	○	ー	ー	ー
特約をセットしない		ー	○	○	○	○	○

4. じちろうマイカー共済の「継続手続きのご案内」の改訂について

(1) 「継続手続きのご案内」の改訂について (見本別添)

じちろうマイカー共済の継続更新の際に、継続書類一式に「継続手続きのご案内」「じちろうマイカー共済パンフレット」の各冊子を封入しています。これらの冊子を「継続手続きのご案内（継続手続き者用パンフレット）」として1冊に改訂し、送付書類の簡素化、送料のコスト削減等をはかります。

(2) 切り替えのタイミング

2026年4月発効の継続加入者より、継続書類一式に「継続手続きのご案内（継続手続き者用パンフレット）」を封入します。

III 団体生命共済継続募集事務について

1. 2026年7月発効スケジュール

	7月発効単組
契約データ抽出日	1月 9日（金）
継続帳票単組着日	1月 30日（金）
継続募集締切日	3月 25日（水）
回収申込書締切日（道支部着日）	4月 7日（火）
掛金一覧単組着日	5月 21日（木）

(1) 統一締め切り：2026年3月25日（水）

⇒申込書の記入日は3月25日までの日付を記入してください。

(2) 道支部締め切り：2026年4月7日（火）

⇒回収した帳票をトータル票・トータル集計票にまとめ、締切日までに道支部へ送付してください。

(3) 掛金一覧： 2026年5月21日（木）（単組着）

⇒組合員の個別掛金を確認し、6月賃金からの引取り額（7月分掛金額）の変更を行ってください。（がん保障特約経過措置メニュー・高年層型に加入されている組合員本人契約は経過掛金の設定により掛金が変更されています。）

2. 送付物について

(1) 共済本部送付物 ※1月30日（金）到着予定

① 組合員向けの配布物

【継続加入申込書が封入されている封筒（団体生命共済に加入している組合員）】

	帳 票 名	参照頁<帳票編>
0	封 筒	P.5（黄色）
1	送付表	封入あり
2	長期共済 積立額のお知らせ	P.6
3	親子共済 契約内容のお知らせ	P.7
4	税制適格年金 積立金の残高 兼 年金受取予想額のお知らせ	P.8
5	共済契約終了のお知らせ	P.9
6	継続加入申込書（4枚複写）	P.11
7	健康告知事項確認チャート	P.14
8	記入要項	P.16
9	団体生命共済推進ちらし	封入あり

【加入・変更申込書（団生・未加入者プリント）が封入されている封筒】

※出力有無は組合によって異なります。

帳 票 名		参照頁<帳票編>
0	封 筒	P.18 (ピンク色)
1	送付表	封入あり
2	加入・変更申込書	P.19
3	健康告知事項 確認用チャート	P.20
4	記入要項	P.22
5	団体生命共済推進ちらし	封入あり

② 単組向けの配布物

帳 票 名		帳票の説明	参照頁<帳票編>
1	継続対象者 兼 終了者一覧	継続対象者と契約終了者の一覧です。 契約終了者について組合員へ周知いただく際に活用してください。	P.24
2	要確認メッセージ一覧	年齢層変更により掛金・保障内容が変わる場合や、18歳以上の子どもの加入要件（未婚・生計を一にする子）を確認する場合に使用していただきます。 <u>特に単組で確認が必要な契約者の一覧です。</u> 年齢が61歳になる組合員・配偶者へは特にご確認をお願いします。	P.25
3	長共・税適・親子共済のお知らせ 配布一覧	長期共済・親子共済の既契約内容・積立額および税制適格年金の既契約の内容・積立額・年金受取予想額の一覧です。	P.26
4	申込書配布一覧	【基本型のみ加入者用】の配布一覧です。単組での配布確認用に使用してください（61歳未満の方が対象になります）。	P.28

(2) 道支部送付物

- ① じちろうセット共済パンフレット
 - ② 団体生命共済募集教宣紙（じちろう共済特集号）
 - ③ じちろう組合員のみなさまへ（旧：じちろうの共済）
 - ④ トータル票、トータル集計票
 - ⑤ セット共済継続事務マニュアル1セット
- ※ ①②③は印刷業者（大輝印刷）より送付します（1月29日～30日単組到着予定）。
- ※ ④⑤は1月下旬発送予定の事務連絡と合わせて道支部から一定数を送付しています。

3. 申込書の回収について

(1) 「変更なし」の場合の道支部への報告方法について

今回の継続において1人も変更がない場合（道支部に提出帳票が無い場合）は、「変更なし」である旨を道支部へ必ずご報告ください。

⇒「2026年7月発効継続報告書」（P40 資料1）を道支部に提出（FAX可）。

(2) 回収の対象となる申込書について

打ち出し内容から変更のある申込書（継続加入申込書）、加入・変更申込書、解約申込書等を回収します。※健康告知変更のみの場合は提出不要です。

(3) 継続加入申込書打ち出し後に例月加入・変更があった場合

① 継続加入申込書を出力した後の例月で変更があり、発効月以降もその内容で継続する場合は、継続加入申込書の提出は不要です。

② 継続加入申込書を出力した後の例月で新規加入があった場合、当該者には継続加入申込書は出力されません。発効日以降はその契約内容で自動更新されます。

なお、その契約内容と異なる継続申請をする場合は、「加入・変更申込書」を提出してください。

③ 継続加入申込書を出した後に継続加入申込書の申請と異なる内容の例月申請を行う場合は、例月申込書の備考欄・余白に発効月以降の契約内容を記入してください。

例）7月発効単組

継続加入申込書の提出

3/25 継続加入申込書の記入時点では、発効月から長期共済を5口から3口に減口する申請をした。

加入・変更申込書の提出

4/15 その後、6月例月から2口に減口させる加入・変更申込書を提出した（継続加入申込書での申請内容は取り下げる取り扱いとなる）。

⇒6月例月の「加入・変更申込書」の備考欄には、以下のとおり記載してください。

6/1～長共2口
(継続申請 7/1～長共3口申請 取下げ)

(4) 申請時の本人確認について

① 申込書記入日

● 申込書記入日は必ず契約者本人に告知事項等を確認した日を記載するようご案内ください。

● 申込書記入日が「継続申込書到着日以降～3月25日（水）まで」の日付で正しく記載されていることをご確認してください。

② 継続加入申込書での申請

- 契約者印は複写帳票となっている1枚目（本部用）に、必ず署名（自署）または押印してください。複写の2枚目以降の押印等は不要です。
- 契約者印の左欄にある「自署」欄に契約者本人が署名（フルネーム）をすれば、契約者印の押印を省略することができます。

フリガナ ジチ タロウ	お名前 自治 太郎	契約者印 「重要事項」を 確認し内容を 承諾した上で 申込みます。 
変更後 フリガナ お名前	自署 自治 太郎	

→ ○

いずれかで

- 契約者印の欄へのサイン（書き判）は、契約者印の扱いにはなりません。

フリガナ ジチ タロウ	お名前 自治 太郎	契約者印 「重要事項」を 確認し内容を 承諾した上で 申込みます。 
変更後 フリガナ お名前	自署 	

→ ✗

③ 解約申込書での申請

- 「解約申込書（契04）」の申請においては、契約者本人の署名（フルネーム）と契約者印の両方が必須となります。
- なお、組合員欄にすでに契約者名が記名（プレ印字）されていた場合も、余白に署名してください。契約者印は省略できません。
- 契約者印の欄へのサイン（書き判）は、契約者印の扱いにはなりません。

(5) 居住地国（納税義務国）の確認について

- ① 長期共済・税制適格年金への新規加入時（再加入時を含む）は、契約者印の右欄にある「居住地国（納税義務国）」に関する質問をお読みのうえ、「はい」か「いいえ」に○をします。

居住地国	長期共済・税制適格年金に新規加入の方は以下の質問に回答してください ご契約者様の居住地国（納税義務国）は日本のみですか？ ごくみん共済 coop <全労済>は、OECD共通報告基準適用国である 日本の国内法にもとづき特定の非居住者のご契約情報を所轄税務署 長に報告します。
	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

- ② 「いいえ」の場合は「居住地国等新規届出書」のご提出をお願いします。
- ③ 同届出書はハッピちゃんネットに掲載しています。
※ハッピちゃんネットを利用していない場合は、道支部までお問い合わせください。

(6) 長期共済、親子共済の「解約+新規」申請について

- ① 解約申請は継続加入申込書と解約申込書（契04）で行ってください。
- ② 新規加入申請は加入・変更申込書（契08）を使用してください。

<注意>

※長期共済は年齢・告知、親子共済は本人と子どもの年齢・告知により新規加入ができない場合があります。

※備考欄等に「○月末解約+○月新規加入」と補記をお願いします。

※再加入の場合も居住地国の確認が必要です。（継続事務マニュアルP.18参照）

(7) 個人賠償責任共済

新たに付帯する場合は告知について選択をお願いします。継続時に加入される場合、「①付帯する」と「告知事項」に○をつけ、金額を記入して提出してください。

団体生命 共済	個人賠償責任共済 (月額 200円)	2	<input checked="" type="checkbox"/> ①付帯する <input type="checkbox"/> ②付帯しない	【「付帯する」場合「他の保険の有無」についてお答えください】他の個人賠償責任保険・共済（偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する保険・共済）に加入している。 ①該当する（他保険加入あり） ②該当しない（他保険加入なし）	円
------------	-----------------------	---	--	--	---

(8) 申込書提出時の注意点

- ① 総合共済基本型を解約する場合は継続加入申込書で解約はできません。別途、解約申込書（契04）を提出してください。
- ② 積立系共済（長期・税適・親子共済）を継続時に解約する場合、別途、解約申込書（契04）+契約証書の提出が必要です。証書を紛失した場合は紛失届欄に記入してください。その他の添付書類は不要です。
- ③ 前年度の継続加入申込書を使用しないでください。

※申込書を紛失した場合はハッピちゃんネットに掲載している「紛失用」を出力して使用いただなか、道支部へお問い合わせください。

- ④ 継続加入申込書に新規に加入する家族の記入欄がない場合（家族3人加入中など）は、「紛失用」申込書を使用せず「加入・変更申込書（契08）」に記入のうえ、提出してください。
- ⑤ 団体生命共済の型（死亡保障）のみ加入は原則できません。

組合員本人（発効日時点で60歳まで）の場合、一般用告知が「非通常」でない限り医療コースの最低保障額に加入します。

ただし、医療用告知に該当している配偶者・子どもに限り、型（死亡保障）のみ加入ができます。型（死亡保障）のみ加入の申請があった場合でも医療用告知の回答が必要です。

- ⑥ 医療用告知は基準が厳しいため、一般用告知が「準通常」「高血圧（通常）」の場合は医療用告知が「通常」になることはありません。

一般用告知が「準通常」「高血圧（通常）」で申請があった場合、医療用告知が「非通常」もしくは「高血圧（通常）」のいずれかに○があるかどうか確認をお願いします。

(9) トータル票・トータル集計票の提出

申込帳票の種類ごとに分類集計してください。

帳票右上のアルファベットごとに分類集計をお願いします。



継続帳票で全部解約の場合

× Gの解約に集計せずに

○ B継続に集約してください。

① トータル票の作成（赤紫色の用紙）

回収した申込書は支部ごとに分け、帳票種類別にそれぞれ 50 枚を上限に 1 束にまとめ、束の先頭にトータル票をつけてください。束ごとにホッチキス・ダブルクリップで左上部分を留めて提出してください。

※帳票は本部用・県支部用をバラさないで送付願います。

② トータル集計票の作成（青竹色の用紙）

全ての申込書をトータル票に束ねた後にトータル集計票に集計してください。

支部管理をしている単組では支部ごとにトータル集計票が必要です。

4. 経過措置メニューの取り扱い

(1) 契約者本人通常メニュー（60 歳以下）・若年層型

⇒2025 年 7 月から本則掛金となっています。

(2) がん保障特約経過措置メニュー・高年層型

⇒2026 年 7 月から本則掛金となります。

自治労共済北海道支部 FAX 番号
011-747-1876

2026年7月発効継続報告書

なお、掛金一覧は個人情報を含むため、部内共通アドレス等はご遠慮ください。

【報告者欄】

単組名

担当者名

該当する報告項目に○をしてください。

報告1 2026年7月発効継続について、変更がないことを報告します。

報告2 2026年7月発効継続掛金一覧のデータ提供を依頼します。

※ハッピちゃんネット導入単組はお知らせD Bに添付します。

【ハッピちゃんネット未導入単組用】

データ提供用のメールアドレスをご記入ください。

メールアドレス

IV 退職時の手続きについて

組合員の退職時には総合共済、団体生命共済（以下「団生」）の解約、じちろう退職者団体生命共済（以下「退職者団生」）、退職後共済への移行手続きなど、さまざまな手続きが必要です。

担当者は退職者・再任用者（再雇用者）を特定し、解約日を確認のうえ、組合申込書締切日までに申込書を回収して賃金引去りの変更手続きを行います。

■退職時に必要な手続き

項目	手続きの種類	詳細
所属の異動	退職者組合への異動	「生協加入申込書」（契 01）または「出資金返戻請求書」（契 05-01）により退職者組合への異動を申請します。
出資金	① 一部返戻 ② 全額返戻	「出資金返戻請求書」（契 05-01）により出資金の返戻を請求します。
総合共済	解約	退職（再任用者を除く）により解約となりますので「解約申込書」（契 04）を提出します。
団体生命共済	① 退職者団生への移行 ② 退職後共済への移行 ③ 解約	① 退職者団生へ移行する場合は、「じちろう退職者団体生命共済加入申込書」を提出します。あわせて、団体生命共済の「解約申込書」（契 04）も提出します。 ② 退職後共済への移行の場合は、長期共済・税制適格年金欄を参照 ③ 解約する場合は、「解約申込書」（契 04）を提出します。
税制適格年金・長期共済	① 退職後共済への移行 ② 解約	① 退職後共済へ移行する場合は、「退職後共済 加入申込書」を提出します。あわせて、団体生命・長期共済の「解約申込書」（契 04）も提出します。 ② 解約する場合は、「解約申込書」（契 04）を提出します。
親子共済	① 口座振替への変更 ② 解約	① 一定の条件を満たしている場合は、払込方法を口座振替へ変更し、満期まで契約を継続することができます。 ② 解約する場合は、「解約申込書」（契 04）を提出します。
慶弔金支払	退職餞別金の請求	支払要件を満たしている場合、「総合(慶弔)共済金支払請求書」（給 04）を提出します。

※詳細は、「セット共済 例月事務マニュアル」「出資金事務マニュアル」「退職後共済移行事務マニュアル」「じちろう退職者団体生命共済事務マニュアル」を参照してください。

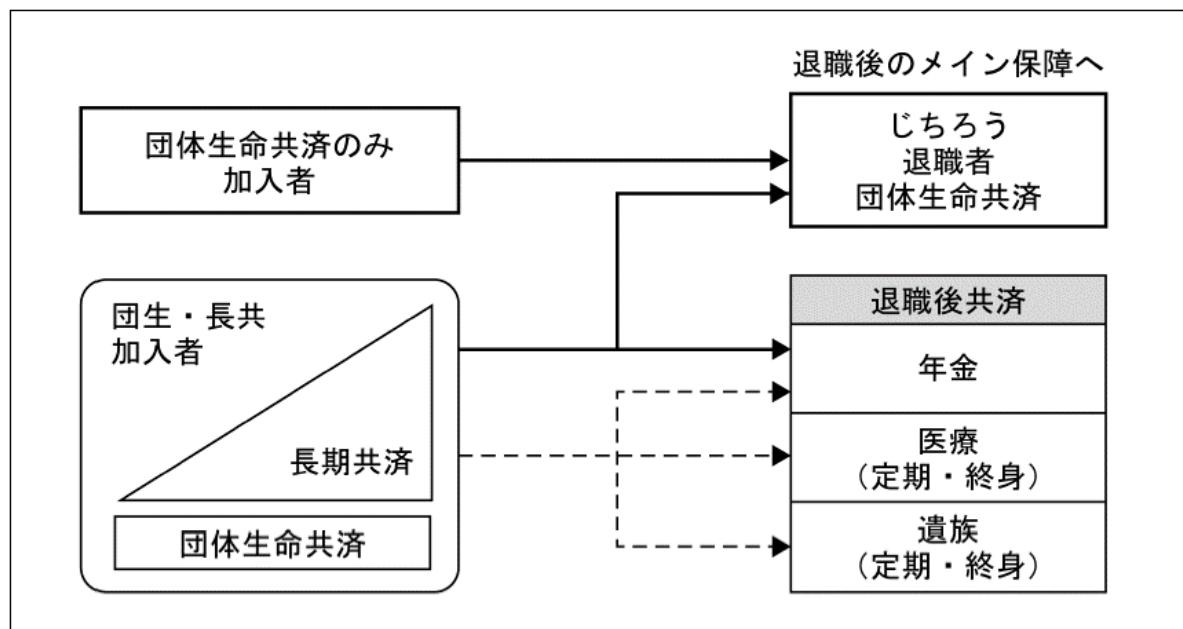
1. 退職者団生について

(1) 退職後の保障体系について

長期共済の加入有無を問わず医療保障・遺族保障は退職者団生で保障しますが、長期共済加入者は 2026 年 5 月までは退職後共済の定期保障（医療・遺族）へ移行することも可能です。

※2022 年 6 月発効～2026 年 5 月発効まで（制度改正後・経過措置期間）

【退職後の保障の枠組み】



※退職後共済の定期医療給付・遺族定期給付は、2026 年 6 月以降の新規移行を停止します。

(2) 移行加入

① スケジュール

退職者団生は掛金の徴収方法を口座振替に限定していることから、共済本部への退職者団体生命共済加入申込書の〆切を発効日の 2 ヶ月前の 10 日に設定しています。

退職者団生 移行加入の発効日	加入申込書 道支部到着日 発効 2 ヶ月前の 5 日	掛金 口座振替日*発効日の前月 27 日
4 月発効	2 月 5 日	3 月 27 日
5 月発効	3 月 5 日	4 月 27 日
6 月発効	4 月 5 日	5 月 27 日
⋮	⋮	⋮
3 月発効	1 月 5 日	2 月 27 日

※口座振替日に該当する発効日の前月 27 日が金融機関休業日だった場合、翌営業日に口座振替が行われます。

② 必要書類

契約者ごとに、以下ア)～エ) の書類をホチキスでまとめて道支部へ送付してください。

ア) じちろう退職者団体生命共済 加入申込書

イ) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

ウ) 解約申込書（現職団体生命共済の解約申請）<※>

エ) 自治労共済生協 出資金返戻請求書（退職による一部返戻）

※現職団体生命共済の解約申請が継続加入申込書で提出されている場合は不要です。

③ 事務取り扱いにかかる主な注意点

- ① 再任用・再雇用組合員は退職者団生へ移行せず、再任用・再雇用終了時まで現職団生を継続加入してください。
- ② 退職後共済移行時の取り扱いと同様に、現職時の団生契約終了日から退職者団生の発効日までに空白期間が生じた場合は移行することができません。退職者団生へ 2025 年 5 月発効で移行する場合、現職時の団生は「2025 年 4 月末日」解約とする対応が必要です。
- ③ 移行加入時の初回掛金振替不能回数が 2 回に達した場合、契約の締結時にさかのぼり、契約の不成立となります（継続時は 4 回）。

2. 退職後共済の移行スケジュールについて

退職後共済は団生の解約後、即時保障開始となります。退職後共済の発効日までに空白期間が生じた場合、移行することができません。移行手続きに 2～3 カ月の時間を要しますので、早めのご対応をお願いします。加入申込書の道支部締切日は発効月の 2 カ月前の 5 日まで（口座振替のとき）または、発効月の前月 5 日まで（銀行振込のとき）となります。

【移行スケジュール】

A. 銀行振込選択の場合 ※余剰返戻金、自動計算を含む

①	②*	③*	④	⑤
退職後 共済 発効日	計算依頼書 道支部到着日 発効日 2 カ月前の 8 日	加入申込書 道支部到着日(厳守) 発行の前月 5 日	「移行掛金払込の ご案内」の送付	移行掛金 本部着金日(厳守) 発行の前月末日
5 月発効	3 / 8	4 / 5	加入申込書の 本部処理完了から 5 営業日前後で 組合員宅に送付	4 / 30
6 月発効	4 / 8	5 / 5		5 / 31

B. 口座振替選択の場合

①	②*	③*	④	⑤*
退職後 共済 発効日	計算依頼書 道支部到着日 発効日 3ヵ月前の8日	加入申込書 道支部到着日(厳守) 発行の2ヵ月前の5日	「口座振替の お知らせ」の送付	口座 振替日 発行の前月 26日
5月発効	2／8	3／5	口座振替日の 2～3営業日前に	4／26
6月発効	3／8	4／5	組合員宅に送付	5／26

* A の②③、B の②③⑤が休日の場合は、翌営業日となります。

3. 税制適格年金・長期共済、親子共済の解約

税制適格年金・長期共済、親子共済を解約する際は契約者の本人確認のために、契約証書（原本）の提出が必要です。契約証書を紛失した場合は「契約証書 紛失届」欄の「契約証書を紛失しましたので、届け出ます」に○印を付け提出してください。

※旧帳票で申請する際に契約証書を紛失された場合は、「紛失届」欄に「記入日、自署」を記入してください。

4. 「出資金返戻に関する事務手続き」について

退職組合員の承認基準を満たして退職後も共済制度を継続利用する場合は、100円を留保して残りの出資金を返戻します。

【出資金の取り扱い】

制度	現職（加入時）	退職者（継続利用時）
総合慶弔共済（基本型）		—
団体生命共済		—
住まいる共済（火災共済）	自治労共済生協加入時に加入出資金100円を納入する。	
親子共済		
じちろうマイカー共済		
自賠責共済		
退職後共済	—	
退職者団体生命共済	—	

【退職組合員の承認基準】

満50歳以上または25年以上勤続して退職したものであって、当該退職した日に組合員であり、かつ、退職日以前に事業利用していた場合について、事業が利用できる。

(1) 退職にともなう出資金の請求事由と返戻方法について

出資金の返戻方法には、請求事由によって「全額返戻」「100円留保（=一部返戻）」の2とおりがあります。

- ① すべての契約を終了している場合は「全額返戻」を選択します。
- ② 退職後も共済制度を継続利用する場合は、100円を留保して残りの出資金を返戻します。

※100円留保

退職時に出資金残高が101円以上ある場合は、お預かりしている出資金のうち100円を残して残額を組合員に返戻します。

「100円留保」は原則、退職時1回限りとなります。すべての契約が終了したときに再度「全額返戻」として請求します。

ただし、過去に1,000円を留保しての一部返戻を選択された契約者で希望がある場合は、あらためて出資金返戻請求書をご提出いただくことにより900円の返戻を可能とします。

(2) 留意点

① 退職後も継続利用する場合

ア) 旧帳票は使用せず新帳票（最新版）をご使用ください。

旧帳票には退職組合員の承認基準を確認するためのチェック欄がありません。

イ) 退職組合員の承認基準のチェック欄に記入がされているかご確認ください。

チェック漏れの問い合わせが多く発生していますので、提出する際は再度ご確認ください。

ウ) 誤って「退職による全額返戻請求」で申請していないかご確認ください。

この場合、解約処理完了の確認ができるまで出資金返戻ができないため、共済本部では一定期間処理を保留した後に問い合わせを出しています。結果的に出資金返戻（一部返戻）が遅延してしまいます。「退職後も継続する共済」がある場合は、当初より「一部返戻」で申請してください。

② 「全額返戻」する場合

全ての共済契約が終了する月（末日）を記入してください。セット共済（基本型、団生など）の解約日を記入し問い合わせとなり、結果的に出資金返戻が遅延するケースが多発しています。「住まいの共済（全労済火災）」「じちろうマイカー共済」の解約日がセット共済の解約日より後になる場合は、そちらの解約日をご記入ください。

5. 総合(慶弔)共済の共済金請求時における留意点と繁忙期の支払いスケジュールについて

退職餞別金支払いの繁忙期にともない【総合（慶弔）共済】、事務処理遅延を避けるための留意点、および支払いスケジュールについて下記のとおりお知らせします。

(1) 総合（慶弔）共済の共済金請求時における留意点

① 重複提出について

同一契約者で請求時期がずれ重複して請求書を提出するケース、現職組合と退職組合でそれぞれ請求書を提出するケースがあります。重複請求が無いようチェックをお願いします。

② 共済金支払請求書の記入漏れ、誤記入について

以下の項目について記入漏れ、誤記入が多く発生しています。支払いの遅れにつながりますので繁忙期だけではなく1年を通してチェックをお願いします。未記入の場合は請求書を返却させていただくこともあります。

ア) 組合員番号、県コード、組合コード、支部コード、職員コードの記入漏れ、誤記入、鉛筆などの下書きが残っている場合は、消していただきますようお願いします。

イ) 金融機関名、支払口座に関する記入漏れ

例1) 労働金庫：東北、中央等の記載がなく、どの労働金庫か不明

例2) 金融機関の名称のみ記入：○○銀行なのか○○労働金庫なのか金融機関が不明

例3) 「預金種目」の記入漏れ

ウ) 口座名義の誤記入

「結婚による改姓」の組戻しが多く発生しています。単組段階で可能な限りチェックをお願いいたします。

エ) 退職日、組合加入期間 3年以上「①あり ②なし」欄の記入漏れ

(2) 2026年3月末退職者の退職餞別金支払スケジュールおよび特別対応について

① 2026年3月31日（火）までに到着※：4月30日（木）までに支払い予定

② 2026年4月1日（水）以降に到着※：到着後より30日以内に順次支払い予定

※道支部 → 全労済共済金センターへ請求書到着日

③ 先日付の退職選別金請求書の特別対応

単組から届いた3月末退職者の請求書は、単組で保管することなく道支部へ隨時送付をお願いします。

※通常は先日付の請求書は受け付けておりません（単組給付事務マニュアルP11 参照）
が、繁忙期の退職餞別金の請求書に限り先日付の請求書も順次処理を行います。

④ 請求の取り下げについて

書類の返却については事務処理遅延を避けるため、後日対応（繁忙期終了後）とさせていただきます。

契04

G
解約

解約申込書(兼 解約返戻金請求書)

全日本自治体労働者共済生活協同組合(自治労共済生協)・全国労働者共済生活協同組合連合会(こ

契約証書を紛失した場合は○を記入してください

生命共済
引こもどづ
の管理、共
被共済者
を被共済

申込日	解約日
2025年1月31日	2025年4月末日

署名・押印を必ず確認してください

▼組合員の所属番号・組合員番号は、必ず単組で確認してください。

県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号	組合名	○○市職員組合
01	000			1234	123456789	職場名	

組合員番号(必ず記入してください) フリガナ キョウサイ タロウ	生年月日 9 19 0 20 ××年 8月 11日	紛失届 解約する共済種目の契約証書を添付してください。紛失により、契約証書を添付できない場合は以下に○を記入してください。
自署 共済 太郎	共済	契約証書を紛失しましたので、届け出ます。

▼解約欄 ※解約返戻金が100万円を超える場合、こくみん共済 coop<全労済>から税務署へ提出する「支払済書」に記載するため、共契約者および受取人の個人番号(マイナンバー)の提供をお願いしています。提供が必要な方については別途、こくみん共済 coop<全労済>よりご連絡させていただきます。

加入中のすべての共済種目(マイカー共済を除く)を解約します。	全額解約の場合、現在加入している種目に○をしてください。	解約事由に○をしてください。
1	基本型 ① 違加型 ② 団体生命(交通災害)(親子共済) 長期共済(税適年金・火災・自然災害)	① 死亡(死亡日 20 年 月 日) ② 退職 ③ 組合異動 ④ その他()

※長期共済、税適年金、親子共済を解約するときは、解約返戻金受取口座と支払通知書送付先住所をご記入ください。

一部解約欄	共済種目		被共済者番号、火災物件番号				一部解約の場合は、被共済者名/解約する内容をご記入ください。 *特約のみの解約は入会変更申込書で申請してください				解約事由に○をしてください。		
	組合員	00	○を記入してください。	1 基本型の解約	2 追加型の解約	被共済者名(カタカナで記入してください)	解約する型・コース名を記入してください。	型() コース() 掛金(円) 掛金(円)	解約する型・コース名を記入してください。	型() コース() 掛金(円) 掛金(円)	解約する口数・掛金額を記入してください。	口数() 口) 掛金(円)	解約する口数・掛金額を記入してください。
総合共済	1 ① 配偶者 2 ② 子ども 3 ③ お子様の名前をカタカナで記入してください。	2 ① 一部解約 ② 全部解約	3 ① 一部解約 ② 全部解約	4 ① 一部解約 ② 全部解約	5 ① 一部解約 ② 全部解約	6 ① 一部解約 ② 全部解約	7 ① 一部解約 ② 全部解約	8 ① 一部解約 ② 全部解約	9 ① 一部解約 ② 全部解約	10 ① 一部解約 ② 全部解約	11 ① 一部解約 ② 全部解約	12 ① 一部解約 ② 全部解約	13 ① 一部解約 ② 全部解約
団体生命共済	1 ① 配偶者 2 ② 子ども 3 ③ お子様の名前をカタカナで記入してください。	4 ① 一部解約 ② 全部解約	5 ① 一部解約 ② 全部解約	6 ① 一部解約 ② 全部解約	7 ① 一部解約 ② 全部解約	8 ① 一部解約 ② 全部解約	9 ① 一部解約 ② 全部解約	10 ① 一部解約 ② 全部解約	11 ① 一部解約 ② 全部解約	12 ① 一部解約 ② 全部解約	13 ① 一部解約 ② 全部解約	14 ① 一部解約 ② 全部解約	15 ① 一部解約 ② 全部解約
交通災害共済	1 ① 配偶者 2 ② 子ども 3 ③ お子様の名前をカタカナで記入してください。	4 ① 一部解約 ② 全部解約	5 ① 一部解約 ② 全部解約	6 ① 一部解約 ② 全部解約	7 ① 一部解約 ② 全部解約	8 ① 一部解約 ② 全部解約	9 ① 一部解約 ② 全部解約	10 ① 一部解約 ② 全部解約	11 ① 一部解約 ② 全部解約	12 ① 一部解約 ② 全部解約	13 ① 一部解約 ② 全部解約	14 ① 一部解約 ② 全部解約	15 ① 一部解約 ② 全部解約
親子共済	1 ① 配偶者 2 ② 子ども 3 ③ お子様の名前をカタカナで記入してください。	4 ① 一部解約 ② 全部解約	5 ① 一部解約 ② 全部解約	6 ① 一部解約 ② 全部解約	7 ① 一部解約 ② 全部解約	8 ① 一部解約 ② 全部解約	9 ① 一部解約 ② 全部解約	10 ① 一部解約 ② 全部解約	11 ① 一部解約 ② 全部解約	12 ① 一部解約 ② 全部解約	13 ① 一部解約 ② 全部解約	14 ① 一部解約 ② 全部解約	15 ① 一部解約 ② 全部解約
長期共済	1 ① 配偶者 2 ② 子ども 3 ③ お子様の名前をカタカナで記入してください。	4 ① 一部解約 ② 全部解約	5 ① 一部解約 ② 全部解約	6 ① 一部解約 ② 全部解約	7 ① 一部解約 ② 全部解約	8 ① 一部解約 ② 全部解約	9 ① 一部解約 ② 全部解約	10 ① 一部解約 ② 全部解約	11 ① 一部解約 ② 全部解約	12 ① 一部解約 ② 全部解約	13 ① 一部解約 ② 全部解約	14 ① 一部解約 ② 全部解約	15 ① 一部解約 ② 全部解約
長期共済・税制適格年金	1 ① 配偶者 2 ② 子ども 3 ③ お子様の名前をカタカナで記入してください。	4 ① 一部解約 ② 全部解約	5 ① 一部解約 ② 全部解約	6 ① 一部解約 ② 全部解約	7 ① 一部解約 ② 全部解約	8 ① 一部解約 ② 全部解約	9 ① 一部解約 ② 全部解約	10 ① 一部解約 ② 全部解約	11 ① 一部解約 ② 全部解約	12 ① 一部解約 ② 全部解約	13 ① 一部解約 ② 全部解約	14 ① 一部解約 ② 全部解約	15 ① 一部解約 ② 全部解約
火災共済・自然災害共済	1 ① 配偶者 2 ② 子ども 3 ③ お子様の名前をカタカナで記入してください。	4 ① 一部解約 ② 全部解約	5 ① 一部解約 ② 全部解約	6 ① 一部解約 ② 全部解約	7 ① 一部解約 ② 全部解約	8 ① 一部解約 ② 全部解約	9 ① 一部解約 ② 全部解約	10 ① 一部解約 ② 全部解約	11 ① 一部解約 ② 全部解約	12 ① 一部解約 ② 全部解約	13 ① 一部解約 ② 全部解約	14 ① 一部解約 ② 全部解約	15 ① 一部解約 ② 全部解約

▼解約返戻金受取口座

※長期共済、税適年金、親子共済※長期共済、税適年金、親子共済の解約時は必ず記入してください。

申込区分 ① 労金・銀行 ② ゆうちょ

銀行コード	北海道	労働金庫	信用金庫	農協	店番号	支店
2951	1 2 3 4 5 6 7	0 1 3				支所 出張所
預金種目	通帳記号	預金番号(右づめ)	預金名義人	カタカナで記入してください。(必ず契約者ご本人の口座名義を指定してください)	契約番号() () () () () ()	死亡() 親重度障害() 退職() その他()
① 総合(普通) ② 当座	1 0 -	1	名義人	カタカナで記入してください。(必ず契約者ご本人の口座名義を指定してください)	解約・移行する(月 払: 3,000 円) 掛金額(半年払:)	死亡() 親重度障害() 退職() その他()

▼支払通知書送付先住所(送金後に送付されます)※以下にご記入のない場合、現在登録のご住所へ送付します。

送付先	フリガナ	連絡先電話番号
〒 一	都道府県	- - -

※申込書提出時は、記入不備や押印もないことを確認してください。

事務処理欄	単組支部	単組本部	県支部	推進本部	組合員合計	現掛け金	差額	新掛け金
受付日	/	/	/	受付日 /				
点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出	未・済	8,010 円	▲8,010 円	0 円
送付日	/	/	/	登録日 /				
確認印	印	印	印	確認印	印			

<2024.10>

マイカー共済を除く、すべての掛け金額をご記入ください。

自治労共済生協 出資金返戻請求書 兼 退職組合員加入承認申請書（共済継続利用時）																																																		
契05-01								H 出資金返戻																																										
<p>全日本自治体労働者共済生活協同組合（自治労共済生協）御中 貴組合からの脱退に伴い、出資金の払戻しを請求します。また、退職後も共済を継続利用するため、貴組合への加入を申請します（共済継続利用者の場合）。</p>																																																		
請求日 2025年1月31日		<誓約・同意事項> 契約者等の個人情報が、本人確認・共済契約の締結・維持管理・共済金の支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されることを被共済者とともに同意します。また、所属する労働組合を通じて請求する場合は、これらの個人情報が労働組合へ提供されることを被共済者とともに同意します。※個人情報の取扱いに関する詳細は、HP等のプライバシーポリシーをご参照ください。																																																
<p>▼現在の所属組合 ※現在、退職者組合に所属している場合および死亡脱退の場合は、「▼現在の所属組合」欄のみを記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>県</td> <td>組合</td> <td>支部</td> <td>職場コード</td> <td>職員コード</td> <td>組合員番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>01</td> <td>000</td> <td></td> <td></td> <td>1234</td> <td>123456789</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>									県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号				01	000			1234	123456789																											
県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号																																													
01	000			1234	123456789																																													
<p>▼退職後所属組合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>県</td> <td>組合</td> <td>支部</td> <td>職場コード</td> <td>職員コード</td> <td>退職</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>01</td> <td>XXX</td> <td></td> <td></td> <td>1234</td> <td>○○市職員退職者組合</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>									県	組合	支部	職場コード	職員コード	退職				01	XXX			1234	○○市職員退職者組合																											
県	組合	支部	職場コード	職員コード	退職																																													
01	XXX			1234	○○市職員退職者組合																																													
<p>組合員名（必ず記入してください） フリガナ キョウサイ タロウ 自署 共済 太郎</p>																																																		
<p>生年月日 西暦 1900年0月11日</p>																																																		
<p>▼請求事由・返戻方法 ※退職後も継続利用で ① 死亡脱退による全額返戻請求 ② 制度利用終了による全額返戻請求 ③ 退職による全額返戻請求 ④ 退職後の継続利用による100円留保（退職組合加入申請） 出資金1口100円を留保し、残額を返戻請求します（出資金が100円以下の場合は、残額の返戻請求はしません）。 ※出資金は全契約終了後に全額返戻請求することができます。 退職後も継続利用する（④）ためには、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。 一致する条件にチェックをいれてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 満50歳以上 <input type="checkbox"/> 25年以上勤続して退職</p>																																																		
<p>「④退職後の継続利用による100円留保」を選択する場合、一致する条件にチェックを入れてください</p>																																																		
<p>退職（予定）日 2025年3月31日 解約（予定）日 2025年4月末日 退職後も継続利用する共済にチェックをいれてください。</p>																																																		
<p><input checked="" type="checkbox"/>マイカー共済 <input type="checkbox"/>自賠責共済 <input type="checkbox"/>住まいの共済（全労済管理） <input checked="" type="checkbox"/>退職者団体生命共済 <input type="checkbox"/>退職後共済 <input type="checkbox"/>交通災害共済（全労済管理） <input type="checkbox"/>介護保障 <input type="checkbox"/>個人賠償責任共済</p>																																																		
<p>※出資金は、すべての共済制度を解約した日以降のお支払いとなります（解約には別途解約申込書の提出が必要です）。</p>																																																		
<p>▼受取口座 組合員ご本人の口座をご記入ください（組合員死亡の場合は、受取人の口座をご記入ください）。</p>																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">出資金お受取口座</td> <td>銀行コード</td> <td>2 9 5 1</td> <td colspan="2">北海道</td> <td rowspan="2">支店 (支所) (出張所)</td> </tr> <tr> <td>預金種目</td> <td>① 総合（普通） ② 当座 ④貯蓄</td> <td>口座番号 (右づめ)</td> <td>1 2 3 4 5 6 7</td> <td>口座名義 (カナ)</td> </tr> <tr> <td>① 労金・銀行 ➔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>キョウサイ タロウ</td> </tr> <tr> <td>② ゆうちょ ➔</td> <td>通帳記号</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>通帳番号 (右づめ)</td> <td></td> </tr> </table>									出資金お受取口座	銀行コード	2 9 5 1	北海道		支店 (支所) (出張所)	預金種目	① 総合（普通） ② 当座 ④貯蓄	口座番号 (右づめ)	1 2 3 4 5 6 7	口座名義 (カナ)	① 労金・銀行 ➔						キョウサイ タロウ	② ゆうちょ ➔	通帳記号	1	0	-	通帳番号 (右づめ)																		
出資金お受取口座	銀行コード	2 9 5 1	北海道		支店 (支所) (出張所)																																													
	預金種目	① 総合（普通） ② 当座 ④貯蓄	口座番号 (右づめ)	1 2 3 4 5 6 7		口座名義 (カナ)																																												
① 労金・銀行 ➔						キョウサイ タロウ																																												
② ゆうちょ ➔	通帳記号	1	0	-	通帳番号 (右づめ)																																													
<p>▼支払通知書送付先住所（送金後に送付されます）※登録住所と異なる住所への送付を希望される場合はご記入ください。</p>																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>送付先</td> <td>〒 _____ 都道府県</td> <td>市郡区</td> <td>連絡先電話番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">必ず口座を記入してください</td> <td>- -</td> </tr> </table>									送付先	〒 _____ 都道府県	市郡区	連絡先電話番号	必ず口座を記入してください			- -																																		
送付先	〒 _____ 都道府県	市郡区	連絡先電話番号																																															
必ず口座を記入してください			- -																																															
<p>※登録住所を変更する場合は、別途「生協加入申込書兼組合員情報登録・変更申込書」の提出が必要です。</p>																																																		
<p>▼受取人指定欄（組合員死亡による請求の場合のみ、記入・押印してください）</p>																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">受取人</td> <td colspan="2">受取人名（フリガナは必ず記入してください）</td> <td colspan="2">組合員との続柄</td> <td colspan="4" rowspan="2">自治労共済生協の定款を了承し、出資金請求を行います。なお、私が受取人として受領した出資金に対し、他の受取人から異議等が申し立てられた場合は、貴組合にはご迷惑をおかけ致しません。</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>①配偶者 ②こども ⑦その他 ()</td> <td>印</td> </tr> </table>									受取人	受取人名（フリガナは必ず記入してください）		組合員との続柄		自治労共済生協の定款を了承し、出資金請求を行います。なお、私が受取人として受領した出資金に対し、他の受取人から異議等が申し立てられた場合は、貴組合にはご迷惑をおかけ致しません。				フリガナ		①配偶者 ②こども ⑦その他 ()	印																													
受取人	受取人名（フリガナは必ず記入してください）		組合員との続柄		自治労共済生協の定款を了承し、出資金請求を行います。なお、私が受取人として受領した出資金に対し、他の受取人から異議等が申し立てられた場合は、貴組合にはご迷惑をおかけ致しません。																																													
	フリガナ		①配偶者 ②こども ⑦その他 ()	印																																														
<p>※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。</p>																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="4">事務処理欄</td> <td colspan="2">単組支部</td> <td>単組本部</td> <td>県支部</td> <td colspan="5">推進本部</td> </tr> <tr> <td>受付日</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>受付日</td> <td>/</td> <td colspan="4" rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>点検</td> <td>未・済</td> <td>未・済</td> <td>未・済</td> <td>パンチ提出</td> <td>未・済</td> </tr> <tr> <td>送付日</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>登録日</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>確認印</td> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> <td>確認印</td> <td>印</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>									事務処理欄	単組支部		単組本部	県支部	推進本部					受付日	/	/	/	受付日	/					点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出	未・済	送付日	/	/	/	登録日	/	確認印	印	印	印	確認印	印				
事務処理欄	単組支部		単組本部	県支部	推進本部																																													
	受付日	/	/	/	受付日	/																																												
	点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出	未・済																																												
	送付日	/	/	/	登録日	/																																												
確認印	印	印	印	確認印	印																																													
<p><2024.10></p>																																																		

V 退職後共済/税制適格年金の移行に関する 2026 年 6 月の各種対応について

長期共済の退職後共済への移行および税制適格年金の年金給付への移行について、年金(保障)開始日が 2026 年 6 月 1 日以降の各種取り扱いについては下記のとおりとなります。

1. [退職後共済/税制適格年金]移行可能年齢上限の引き上げ(65 歳→66 歳)について

退職後共済および税制適格年金の移行に関して、年金(保障)開始日が 2026 年 6 月 1 日以降の契約より、組合員本人の「年金給付」の年金開始年齢の上限と、組合員本人・配偶者の「医療給付・遺族給付」の保障開始年齢の上限が満 65 歳から満 66 歳に引き上げられます。

当該移行可能年齢上限の引き上げにともない、証書およびセット共済継続時に出力される積立額のお知らせなどに記載されている文言の修正を行います。

文言修正内容は [資料 1](#) [資料 2](#) [資料 3](#) [資料 4](#) [資料 5](#) [資料 6](#) (P51~56) をご参照ください。

なお、2026 年 6 月 1 日以降の出力分より文言修正後の証書・積立額のお知らせ等が出力されます。2026 年 6 月以前から加入されている契約分についての再出力は行いません。

2. 「退職後共済 移行掛金表 兼 計算依頼書」等のレイアウト変更について

2025 年度第 1 回事務担当者会議 (2025 年 11 月 7 日) に「I 2025 年度 退職者に関する事務について」で新レイアウトへの切り替え時期を 2027 年 3 月末退職予定者向け一括出力時からと説明しておりました。

しかし、当初の予定より抜本的なレイアウト改訂が必要であると判断し、新レイアウトへの切り替え時期を一年先送りし 2028 年 3 月末退職予定者向け一括出力時からとします。(次ページ表参照)

また、切り替えまでの間は不要な定期保障の欄は* (アスタリスク) を印字する対応を行います ([資料 7](#) P57~59)。なお、当該帳票のレイアウトについては今後、確定次第あらためて提示します。

「退職後共済 移行掛金表 兼 計算依頼書」「退職後共済 移行掛金試算表」「退職後共済 加入申込書」の、印字内容のコントロールおよび新レイアウトへの切り替えについて

出力日	個別出力/一括出力	2025/11/7 事務担当者会議提案内容	変更後
～2025年9月	個別出力	旧来のレイアウトのまま出力。	旧来のレイアウトのまま出力。
2025年10月	2026年3月末 退職予定者向け 一括出力	旧来のレイアウトを利用しつつ、発効日を2026年6月以降とする場合、不要な定期保障の欄を*で潰して出力。	旧来のレイアウトを利用しつつ、発効日を2026年6月以降とする場合、不要な定期保障の欄を*で潰して出力。
2025年11月 ～2026年6月	個別出力	<発効日が2026年5月以前> 旧来のレイアウトのまま出力。 <発効日が2026年6月以降> 不要な定期保障の欄を*で潰して出力。	<発効日が2026年5月以前> 旧来のレイアウトのまま出力。 <発効日が2026年6月以降> 不要な定期保障の欄を*で潰して出力。
2026年7月 ～2026年9月	個別出力	旧来のレイアウトを利用しつつ、不要な定期保障の欄を*で潰して出力。	旧来のレイアウトを利用しつつ、不要な定期保障の欄を*で潰して出力。
2026年10月	2027年3月末 退職予定者向け 一括出力	新レイアウトで出力。	旧来のレイアウトを利用しつつ、不要な定期保障の欄を*で潰して出力。
2026年11月 ～2027年9月	個別出力		新レイアウトで出力。
2027年10月	2028年3月末 退職予定者向け 一括出力	新レイアウトで出力。	
2027年11月～	個別出力		新レイアウトで出力。

資料 1

県－組合－支部－職場－職員コード

県名
組合名
支部名
職場名

このたびは、じちろうの共済にご加入いただきまして、
誠にありがとうございます。

下記の内容にて、契約をお引受けいたします。

内容についてご確認の上、不明な点などございましたら、
すみやかに所属組合へお問合せください。

なお、この共済契約証書は再発行しませんので、
大切に保管してください。

共済契約証書 長期共済（新団体年金共済）

契約者名
生年月日
組合員番号

全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
理事長 打越 秋一

新団体年金共済事業規約・細則にもとづき、下記の共済契約を締結していることを証明します。

契約者名		生年月日		性別	
------	--	------	--	----	--

契約番号	払込方法	初回発効日	異動日	口数 挂金	積立期間中の保障内容（詳細は「ご契約のしおり」でご確認ください）
508	月払	2017年10月01日	2025年10月01日	6口 18,000円	死亡一時金のお支払いについて 積立金+十月払・半年払の共済掛金1回分をお支払いします。ただし、共済掛金の払込中断中の場合は、積立金のみの返戻となります。
523	半年払	2021年01月01日	2023年01月01日	3口 54,000円	

※ 1 年金開始年齢は満60歳です。また、満61歳以降も継続加入する場合、年金開始年齢は満65歳です。
なお、年金開始年齢は退職後共済への移行手続きの際、満55歳以上満65歳以下での範囲で変更できます。

※ 2 年金の開始は、在職中の積み立て開始から年金開始日まで5年以上継続して加入している必要があります。

※ 3 年金開始日は年金を開始する月の1日です。

66歳

資料2

県－組合－支部－職場－職員コード	
県名	

組合名
支部名
職場名

このたびは、じちろうの共済にご加入いただきまして、誠にありがとうございます。

下記の内容にて、契約をお引受けいたします。

内容についてご確認の上、不明な点などございましたら、すみやかに所属組合へお問合せください。

なお、この共済契約証書は再発行しませんので、大切に保管してください。

共済契約証書 長期共済：税制適格年金 (新団体年金共済)

契約者名
生年月日
組合員番号

全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

理事長 打越 秋一

新団体年金共済事業規約・細則にもとづき、下記の共済契約を締結していることを証明します。

契約者名		生年月日		性別	
契約年金種別		給付型	税制適格特則付帯		
保証期間付終身年金		定額型	あり		
契約番号		払込方法	掛金（コース）	初回発効日	異動日
520		月払	5,000円	2025年09月01日	

- ※ 1 年金開始年齢は満60歳です。満61歳以降も継続加入する場合、年金開始年齢は満65歳です。また、満60歳到達時に掛金払込期間が10年未満の場合は、掛金払込を開始した年齢の10年後を年金開始年齢とします。なお、年金開始年齢は移行手続きの際、確定年金は満60歳以上満65歳以下の範囲、終身年金は満55歳以上満65歳以下の範囲で変更できます。
- ※ 2 年金の開始は、在職中のみ立て開始から年金開始日まで10年以上継続して加入している必要があります。
- ※ 3 年金開始日は年金を開始する月の1日です。
- ※ 4 契約年金の種類は、事業規約・細則および実施に関する協定書の定める範囲で、年金開始時に確定年金へ変更することができます。
- ※ 5 積立期間中に契約者が死亡された場合、死亡一時金として、積立金十月払・半年払の共済掛金1回分をお支払いします。
ただし、共済掛金の払込中断中の場合は、積立金のみの返戻となります。

66歳

資料3

県一組合一部一職場一職員コード

県名
組合名
支部名
職場名

このたびは、じちろうの共済にご加入いただきまして、
誠にありがとうございます。

下記の内容にて、契約をお引受けいたします。

内容についてご確認の上、不明な点などございましたら、
すみやかに所属組合へお問合せください。

なお、この共済契約証書は再発行しませんので、
大切に保管してください。

共済契約証書 長期共済（新団体年金共済）随時払

契約者名
生年月日
組合員番号

全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
理事長 打越 秋一

新団体年金共済事業規約・細則にもとづき、下記の共済契約を締結していることを証明します。

契約者名	生年月日	性別

初回発効日	2000年05月01日	積立金充当日 (随時払発効日)	2025年09月01日
契約番号	払込方法・掛金額	掛金受領日	積立期間中の保障内容（詳細は「ご契約のしおり」でご確認ください）
201	随時払掛金 1,000,000円	2025年08月19日	死亡一時金のお支払いについて 積立金十月払・半年払の共済掛金1回分をお支払いします。 共済掛金の払込中断中の場合は、積立金のみの返戻となります。

※1 年金開始年齢は満60歳です。また、満61歳以降も継続加入する場合、年金開始年齢は満65歳です。
なお、年金開始年齢は退職後共済への移行手続きの際、満55歳以上満65歳以下の範囲で変更できます。

※2 年金の開始は、在職中の積み立て開始から年金開始日まで5年以上継続して加入している必要があります。

※3 年金開始日は年金を開始する月の1日です。

66歳

資料4

県・組合・支部・職場・職員コード

県名
組合名
支部名
職場名

このたびは、じちろうの共済にご加入いただきまして、
誠にありがとうございます。

下記の内容にて、契約をお引受けいたします。

内容についてご確認の上、不明な点などございましたら、
すみやかに所属組合へお問合せください。

なお、この共済契約証書は再発行しませんので、
大切に保管してください。

共済契約証書 長期共済：税制適格年金隨時払 (新団体年金共済)

契約者名
生年月日
組合員番号

全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）

理事長 打越 秋一

新団体年金共済事業規約・細則にもとづき、下記の共済契約を締結していることを証明します。

契約者名		生年月日		性別	
------	--	------	--	----	--

初回発効日	契約年金種別	給付型	税制適格特則付帯
2009年07月01日	保証期間付終身年金	定額型	あり

契約番号	払込方法	掛金額	掛金受領日	積立金充当日 (随时払発効日)
501	随时払	5,000,000円	2025年08月13日	2025年09月01日

※1 年金開始年齢は満60歳です。満61歳以降も継続加入する場合、年金開始年齢は満65歳です。また、満60歳到達時に掛金払込期間が10年未満の場合は、掛金払込を開始した年齢の10年後を年金開始年齢とします。なお、年金開始年齢は移行手続きの際、確定年金は満60歳以上満65歳以下の範囲、終身年金は満55歳以上満65歳以下の範囲で変更できます。

※2 年金の開始は、在職中の積み立て開始から年金開始日まで10年以上継続して加入している必要があります。

※3 年金開始日は年金を開始する月の1日です。

※4 契約年金の種類は、事業規約・細則および実施に関する協定書の定める範囲で、年金開始時に確定年金へ変更することができます。

※5 積立期間中に契約者が死亡された場合、死亡一時金として、積立金十月払・半年払の共済掛金1回分をお支払いします。

ただし、共済掛金の払込中断中の場合は、積立金のみの返戻となります。

66歳

資料 5

長期共済（新団体年金共済）積立額のお知らせ

全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）

じちらうの共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご加入いただいている場合は、契約内容について、ご案内申し上げます。
保障の見直しや、将来設計にご利用いただけますようお願い申し上げます。
ご不明な点などございましたら、所属組合へお問合せください。

県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号	組合名
						職場名

●長期共済

契約番号	加入（異動）年月日	作成日時点の契約内容		2026年03月末時点の積立額残高	65歳03月末時点の受取予想額
508	2019年05月01日	月払掛金	1口 3,000円	253,096円	874,666円
		半年払掛金		(249,000円 払込掛金累計)	(789,000円 予想払込掛金累計)
		随時払掛金（累計）			

※上記、受取予想額は、現時点での予定利率等がそのまま推移した場合の金額です。今後変動することがありますので、将来のお支払額をお約束するものではありません。

※2004年以前からご加入いただいている場合、ご契約者に同意をいただいたうえで2004年10月1日に新団体年金共済に契約移転を行いました。

また、2010年12月1日新団体年金共済の制度改定にともない、加入（異動）年月日の表示は以下の通りとなります。

・月払契約：2010年12月1日以降に異動がない場合は「2010年12月1日」と表示

・半年払契約：2011年1月1日以降に異動がない場合は「2011年1月1日」と表示

※すえ置き削り戻し金残高については、当紙面の作成タイミングにより、直近年度のものが未反映の場合があります。

●長期共済（新団体年金共済）について

1) 長期共済は在職中に積み立てた積立金を原資にして、退職後共済に加入（移行）する為の共済制度です。必要となる原資額は、退職後共済の保険内容（年金・医療・遺族保障）、被共済者（組合員本人および配偶者）の性別・年齢等によって異なります。

2) 積立期間中に契約者が亡くなられた場合、それまでの積立金に支払方法ごとの1回分の掛金額を加えた金額を死亡一時金としてお支払いします。

3) 積立期間中に中途解約し、それまでに積み立てた掛金を解約返戻金として受け取ることができます。ただし、積立期間が一定の年数に達しない場合、解約返戻金が払込掛金累計を下回ることがありますのでご注意ください。

4) 退職後共済への移行可能年齢は、退職後共済の効力発生日時点での満51歳以上66歳未満となります。移行せずに解約される場合の積立終了日は、66歳となった直後に到来する契約応当月（当初加入年月）の前月末となります。

5) 退職後共済へ移行せず、積立金を解約返戻金として受け取ることができます。ただし、積立期間が一定の年数に達しない場合、解約返戻金が払込掛金累計を下回ることがありますのでご注意ください。

※詳細につきましては、パンフレットや「ご契約の上おり」等でご確認をお願いします。

4) 退職後共済への移行可能年齢はつぎのとおりです。

[年金給付]

（組合員本人）確定年金：満55歳～満66歳

終身年金：満55歳～満66歳

（配偶者）終身年金：満55歳～満65歳

[医療給付/遺族給付]

（組合員本人/配偶者）満51歳～満66歳

また、移行せずに解約される場合の積立終了日は、67歳となった直後に到来する契約応当月（当初加入年月）の前月末となります。

資料 6

長期共済 税制適格年金（新団体年金共済） 積立金の残高 兼 年金受取予想額のお知らせ

全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）

じちらうの共済をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このお知らせは「長期共済 税制適格年金」にご加入のみなさまに「積立金の残高および年金受取予想額」を年に1回、ご案内するものです。

今後の生活設計のご参考にしてくださいますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、所属組合へお問合せください。

県	組合	支部	機関コード	職員コード	組合員番号	組合名	
						離婚名	
契約者名		生年月日		年齢	性別	税制適格年金特則	あり

● 当お知らせ作成時点でのご契約内容

払込方法	契約番号	払込掛金（コース）	給付型	加入年齢
月払	520	10,000円	定額型	54歳
半年払			定額型	歳

● 2026年03月末時点の残高

払込方法	予定払込掛金総額	（うち随時払）	積立金予定残高	（うち据置期間残高）
月払	960,000円		982,307円	1,693円
半年払				

上記記載まで払い込みがあったものとして計算した残高です。

※積立期間が5年未満の場合、積立金予定残高が払込掛金総額を下回ります。

※据置期間残高についても、当該期の作成タイミングにより、直近年度のものが未反映の場合があります。

● 契約年金受取予想額

年金種類	給付型	年金年齢
終身年金	定額型	77.9
確定年金（15年）	定額型	98,654円
確定年金（10年）	定額型	143,571円

※ 積立期間が一定の年数に達しない場合、積立金予定残高が払込掛金総額を下回ることがあります。

1. 上記の契約年金受取予想額は満65歳3月末時点のものを表示しています。
2. 月払い・半年払い両方に加入されている場合、合算した年金年額を計算しています。
3. 年金開始時点の積立額予想額が、年金年額12万円の必要原資に満たない場合には、払込掛金（コース）を増額するか、受給開始手続きの際に、不足金を払い込んでいただきます。

※ 上記の契約年金受取予想額は満65歳3月末時点のものを表示しています。

※ なお、年金開始年齢は移行手続きの際、つぎの範囲で選択できます。
確定年金：満60歳～満66歳
終身年金：満55歳～満66歳

※ 年金開始年齢は移行手続きの際、つぎの範囲で選択できます。

確定年金：満60歳～満66歳

終身年金：満55歳～満66歳

VI 税制適格年金・長期共済・退職後共済の制度改善について

1. はじめに

2022年6月団体生命共済の抜本改正にともない退職後の定期保障は、保障・掛金とも有利なじちろう退職者団体生命共済を基軸制度としています。長期共済は主として退職後の年金給付を目的とする積立制度となり、退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）および税制適格年金は引き続き存続することとしています。

のことから、税制適格年金・長期共済・退職後共済は、退職後の保障確保にむけた在職中の計画的な積み立てを行うため、自在性のある払込方法や退職後の保障への移行年齢上限の改善などが求められており、これまで以上に組合員が利用しやすくなるよう制度改善を実施します。

2. 制度改善の内容

(1) 税制適格年金・長期共済の制度改善内容

① 共済掛金の払込方法の改善

在職中の税制適格年金・長期共済について共済掛金（月払・半年払）の払込口数と最高限度額を変更するとともに、長期共済と税制適格年金の払込方法（月払・半年払）を統一します。なお、随時払についての変更はありません。

<在職中掛金の払込方法>

制度・払込方法	現行	制度改善案
税制適格年金	月 払 5,000円、10,000円コースの いずれかを選択	3,000円～ <u>40万円</u> <u>(1口1,000円単位)</u> 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額40万円
	半年 払 30,000円、60,000円コースの いずれかを選択	1万円～ <u>100万円</u> <u>(1口1万円単位)</u> 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額100万円
	随 時 払 1か月の発効あたり： 10万円～200万円(1口1万円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 200万円、通算限度	変更なし

制度・払込方法		現行	制度改善案
		額 1,500 万円	
長期共済	月 払	1 口 3,000 円単位の口数選択 月払・半年払と合わせて 50 口限度	3,000 円～ <u>40 万円</u> <u>(1 口 1,000 円単位)</u> 税制適格年金・長期共済と合わせて <u>最高限度額 40 万円</u>
	半 年 払	1 口 18,000 円単位の口数選択 月払・半年払と合わせて 50 口限度	1 万円～ <u>100 万円</u> <u>(1 口 1 万円単位)</u> 税制適格年金・長期共済と合わせて <u>最高限度額 100 万円</u>
	随 時 払	1 か月の発効あたり： 10 万円～200 万円(1 口 1 万円単位) 税制適格年金・長期共済と合わせて 最高限度額 200 万円、通算限度額 1,500 万円	変更なし

② 税制適格年金・長期共済の払込方法別解約

一方の制度に月払と半年払の両方の共済契約がある場合、払込方法別に解約ができる取り扱いに変更します。

(2) 退職後共済 開始年齢上限の引き上げ ※第1回事務担当者会議 再掲

① 年金開始年齢上限の引き上げ

制度改善項目	実施時期
退職後共済の移行年齢上限の引き上げ	2026 年 6 月 1 日保障開始より全国一斉実施

ア) 組合員本人の税制適格年金・退職後共済（年金給付）

現在「満 65 歳」としている「組合員本人の税制適格年金・退職後共済（年金給付）」の年金開始年齢上限を退職者団体生命共済の移行年齢上限「満 66 歳」に合わせ、「満 66 歳」に引き上げを行います。

<年金開始年齢>組合員本人

		現行	制度改善案
税制適格年金	満 60 歳～ <u>満 65 歳</u>	確定年金 (10 年・15 年)	満 60 歳～ <u>満 66 歳</u>
	満 55 歳～ <u>満 65 歳</u>	終身年金 <保証期間付>	満 55 歳～ <u>満 66 歳</u>
退職後共済 (年金給付)	満 55 歳～ <u>満 65 歳</u>	確定年金 (5 年・10 年・15 年)	満 55 歳～ <u>満 66 歳</u>
	満 55 歳～ <u>満 65 歳</u>	終身年金 <保証期間付>	満 55 歳～ <u>満 66 歳</u>

イ) 配偶者の退職後共済（年金給付：終身年金）変更なし

配偶者の退職後共済（年金給付：終身年金）の年金開始年齢については変更はなし。

<年金開始年齢>配偶者

		現行	制度改善後
退職後共済 (年金給付)	終身年金 <保証期間付>	満 55 歳～満 65	<u>変更なし</u>

② 退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）：保障開始年齢上限の引き上げ

現在、「満 65 歳」としている「組合員本人・配偶者の退職後共済の終身保障（医療給付・遺族給付）の保障開始年齢上限について、退職者団体生命共済の移行上限年齢「満 66 歳」に合わせ、「満 66 歳」に引き上げます。

<保障開始年齢（移行と同時）>組合員本人・配偶者

		現行	制度改善案
退職後共済 (医療給付)	終身医療給付（全疾病一律）	満 51 歳～満 65 歳	満 51 歳～ <u>満 66 歳</u>
	終身医療給付 (全疾病一律) + 三大疾病保障	満 51 歳～満 65 歳	満 51 歳～ <u>満 66 歳</u>
退職後共済 (遺族給付)	遺族終身給付	満 51 歳～満 65 歳	満 51 歳～ <u>満 66 歳</u>

※配偶者が「年金と医療／遺族」の両方に移行する場合の移行年齢は 65 歳となります。

VII コンプライアンスについて

1. コンプライアンス向上の取り組み

(1) 集合研修と単組訪問

北海道支部ではコンプライアンスの向上を目的とし「集合研修と単組訪問」を実施することとしています。

じちろう共済を取り扱っているすべての単組を訪問し、①単組推進状況の聞き取りと今後の推進協議、②適正な共済活動点検（コンプライアンスアンケート回収）を行っておりますので、ご協力をお願いします。

(2) 集合研修

事故防止およびコンプライアンス（倫理法令等遵守）の観点から、自治労共済共済の推進・事務を行う上で必ず守っていただきたい事項について、全体で確認をします。資料：「協力団体用 共済活動ハンドブック Ver.2.2」（2025年6月）

(3) 単組作成広報宣伝物の作成にあたって

① 作成時にご注意いただきたい点

・「共済活動」と「共済募集」の違い

こくみん共済 coop においては、単組は「協力団体」に位置付けられ、協力団体が取り組む「共済活動」は組合員の自主福祉にとって重要な活動のひとつとなっています。

一方で、「じちろう共済」が提供する各種制度の「共済募集」は、こくみん共済 coop の役職員（共済募集人）のみができる行為であり、協力団体において「共済募集」を行うことはできません。

<注意！> 組合が募集しているような表現

単組が発行する教宣物の記事において、「〇〇労働組合では…」と組合を主体として共済に関わる内容を掲載した場合、共済の募集主体が労働組合であると誤認されるおそれがあります。このため、募集元が「こくみん共済 coop 自治労共済推進本部」であることを明記しておくことが重要です。

② 広報宣伝物の事前提出のお願い

ア) 単組作成広報宣伝物作成の際は、道支部の事前確認が必要となりますので、必ずご提出をお願いします。（校了日の概ね1週間前までに道支部提出）

イ) 点検対象とならない準推進制作物

準推進制作物に、自治労共済推進本部や道支部が提供する版下をそのまま使用する場合は、道支部への承認申請は不要です。

【例①】自治労共済推進本部が作成した準推進制作物用の版下を利用する場合

【例②】自治労共済推進本部・道支部作成の推進制作物をそのまま掲載する場合

ただし、次の点に留意してください。

○変形や改変、文言の追加などが行われていないこと

※ロゴ等の縦横比率を維持した拡大・縮小は可能

○色刷りの場合、指定のロゴカラーを使用していること

○有効期限の切れたものが使用されていないこと

2. 個人情報を含む帳票発送についてのお願い(個人情報保護にかかる帳票発送事務)

道支部では、組合員・契約者の個人情報保護に努めており、単組から送られてきた送付物の内容・枚数について帳票受付簿をつけて到着確認を行っております。

単組から個人情報を含んだ書類を発送する場合は、ハッピちゃんネットの「帳票発送管理D B」の活用や、「帳票発送管理表」のFAX送信による事前発送通知を行い、配達記録が確認できる方法で発送してください。道支部への個人情報を含む書類の持ち込みはされないようにお願いします。

また、発送物の漏れや混入、抜き取りなどのリスクを回避するため、発送業者への引き渡しは担当者の注意の行き届く場所で行っていただくようお願いします。

(1) ハッピちゃんネット利用単組

ハッピちゃんネット利用単組においては、道支部へ帳票を発送する際、「帳票発送D B」を使用し発送帳票の登録をお願いします。

【手順】ハッピちゃんネット ⇒ 帳票発送管理（単組→県）⇒ 帳票発送管理D B
⇒ 発送する帳票の登録 ⇒ 帳票発送（郵送）

(2) FAX使用単組・ハッピちゃんネット未導入単組

ハッピちゃんネット未導入単組においては、道支部へ帳票を発送する際、事前に「帳票発送管理表」を道支部にFAXをお願いします。※議案後方に様式添付

【手順】帳票発送管理表を道支部へFAX送信 ⇒ 帳票発送（郵送）⇒ 道支部到着確認

(3) 電話連絡による発送

帳票発送D B・FAXともに利用ができない単組においては、道支部へ電話連絡をした後、帳票発送を行ってください。

【手順】道支部へ電話連絡（発送帳票の事前連絡/電話 011-747-1536）⇒ 帳票発送（郵送）
⇒ 道支部到着確認

(4) 帳票発送D Bを利用開始する場合

ハッピちゃんネットおよび全労済インターネットサービスID発行申請書が必要となりますので、利用希望の際は道支部へご連絡ください。

ID登録証は申請から1ヶ月～1.5ヶ月後に道支部を通じて単組に郵送いたしますので、同封のマニュアルを参考にご登録をお願いいたします。

VIII その他

1. 共済担当者変更報告のお願い

単組－道支部間で円滑な共済業務および迅速な業務連携をはかるため、各単組において共済担当者の変更が生じた際には、「共済担当者変更届」の提出をお願いします。

(1) 報告方法

「共済担当者変更届」に担当者名などを記入し、北海道支部へFAX送信してください。
(郵送也可)

(2) 報告時期

通年の取り扱いとし、共済担当者が変更になった際に報告してください。

2. 単組記入欄について

帳票提出の際、単組担当者が記入する項目漏れがないかをご確認をいただいた後、ご提出をお願いします。

【特にお願いしたい点】

- (1) 発効日・解約日の記入
- (2) 単組確認印（担当者印）の押印

※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。

事務 処理 欄	単組支部	単組本部	県支部		
	受付日	/	/	受付日	/
	点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出
	送付日	/	/	登録日	/
	確認印	印	印	確認印	印

<2020.01>

(3) 掛金収納事務について

「種目別集計表（総括票）」を送る際、必ず「本部送金日」をご記入ください。

- ・共済本部からの事務指導ですので、ご協力お願いします。
- ・帳票右下の「単組記入欄」に記載欄があります。

単組記入欄		県支部記入欄		本部使用欄	
本部送金日	/	県支部受付日	/	受付日	/
県支部送付日	/	本部送付日	/	登録日	/
担当者確認印	印	担当者確認印	印	確認印	印

3. 公務員賠償責任保険の中途加入申し込みについて

(1) 募集スケジュール

発効日は毎月 1 日となります。

※8 月・9 月発効の中途加入の受付停止しております。

※ 原本到着の締切日/送金締切日について

発効月	道支部到着の締切日	本部到着の締切日
2025 年 11 月発効	10 月 17 日(金)	10 月 20 日(月)
12 月発効	11 月 18 日(火)	11 月 20 日(木)
2026 年 1 月発効	12 月 17 日(水)	12 月 19 日(金)
2月発効	1 月 16 日(金)	1 月 20 日(火)
3月発効	2 月 18 日(水)	2 月 20 日(金)
4月発効	3 月 17 日(火)	3 月 19 日(木)
5月発効	4 月 16 日(木)	4 月 20 日(月)
6月発効	5 月 18 日(月)	5 月 20 日(水)
7月発効	6 月 17 日(水)	6 月 19 日(金)

(2) 保険期間

～10 月 1 日（2025 年 10 月 1 日～2026 年 10 月 1 日）

※8 月頃に継続手続き

(3) 必要書類

新規加入依頼書、集約票、預金口座振替依頼書（口振単組）

(4) 公務員賠償責任保険の専用口座への送金

※中途加入の場合の掛金は口振単組であっても単組から専用口座への送金となります。

(5) 変更手続きについて

- ① 氏名・住所等が変更になる場合は「生協加入申込書 兼 生協組合員情報登録・変更申込書（契 01）」での変更 ※証書の再発行はありません。
- ② タイプ変更（型上げのみ） 「解約→新規加入」
- ③ 掛金の変わる職種の変更 「解約→新規加入」
- ④ 組合が変わった場合「旧組合での解約→新組合での新規加入（継続時に手続き）」

(6) 解約手続きについて

解約届・集約表の提出

(1)と同様スケジュールです。※解約日は毎月 1 日となります。

4. 行事・レクレーション共済の申し込みについて

(1) 申し込み締め切り

行事開催予定日の 10 日前までの加入手続き。(書類到着と前日までに着金)

(2) 必要書類

加入依頼書、名簿

例年 5 月頃にパンフレットやマニュアルを配布しております。

※現時点では制度改定の予定はございません。

5. スポーツチーム総合保険の中途加入申し込みについて

(1) 申し込み締め切り

発効日（含まず）の5営業日前の午前中までに加入依頼書の FAX 送信と着金。

※申し込みがギリギリの場合、FAX とあわせて道支部にお電話もお願ひいたします。

- ・原本送付は不要です。
 - ・チームごとの指定口座への送金になります。新規加入の場合は道支部までお問い合わせください。手続き時にチーム指定口座をお知らせいたします。)
- 4 月 1 日発効での継続加入依頼書、新規加入締め切りは 3 月 5 日になります。

(2) 保険期間

～4 月 1 日（2025 年 4 月 1 日～2026 年 4 月 1 日）

※2 月頃に継続手続き

(3) 必要書類

加入依頼書

※加入における注意点

- ① チーム全員加入（監督・コーチ・マネージャー含む）
- ② 生協組合員で構成された組合が認めたチームであること
- ③ チーム全員が同じ補償セット（期中の変更は不可）
- ④ 各種目の最低加入人数を満たすこと

※制度改定により 2026 年 4 月から補償内容・保険料等が変更になります。

2 月上旬に事務連絡にて周知をいたします。

既加入チームへの周知をお願いいたします。

6. 出資金未請求者に対する出資金請求勧奨対応について

昨年11月、各単組のみなさまには出資金請求勧奨にむけた対象者・除外者の特定作業にご協力いただきました。

ご報告いただいた対象候補・除外者の内容を踏まえて最終的に確認した今年度の請求勧奨対象者に対して、以下の内容で請求勧奨を行います。

(1) 請求勧奨の方法等について

① 勧奨方法

本部から対象組合員の登録住所へ、以下②の書類を直送します。

※請求勧奨前に再度、有効契約の有無・出資金残高の有無を確認します。有効契約がある方、出資金残高が0円になった方については請求勧奨を行いません。

② 送付物について

ア) 出資金請求勧奨送付票（A4サイズ）

イ) 出資金返戻請求書（請求勧奨用：A4サイズ）

ウ) 記入例（本人請求の場合・本人死亡の場合の2パターン）

エ) 返信用封筒（オレンジ色）

※上記書類を同封する封筒は水色封筒になります。

③ 発送日について

発送日：1月21日（水）

(2) 専用フリーダイヤルの開設

請求勧奨専用のフリーダイヤルを以下の通り開設します。

① フリーダイヤル番号

0120-813-231

② 開設期間

2026年1月21日（水）～3月19日（木）

③ 開設時間

平日 9:30～16:00（土・日・祝日休業）

④ 開設に際してのご協力のお願い

ア) 当該書類の送付後、組合員から単組へ問い合わせが入ることも予想されます。その際は、送付の書類内容にもとづき請求書類の提出を促していただくようお願いします。

また、フリーダイヤルが繋がりにくい場合は、時間を置いてフリーダイヤルへ入電いただくようご案内をお願いします。

イ) 当該フリーダイヤルについては、「請求勧奨対象者専用」のフリーダイヤルとなっています。回線も限られているため、単組から当該フリーダイヤル経由でのお問い合わせは控えていただくようお願いします。

※単組から当該フリーダイヤルに問い合わせをされている間、回線が混み合い組合員からの問い合わせが受けられないといった事態を招かないためのお願いとなります。
お手数をお掛けしますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

7.「自主福祉活動推進」に係る各種助成制度の請求期日について

年度を跨いだ費用のお支払いができないため今年度（2025年6月～2026年5月末）に発生した費用の請求書は2026年5月末までに道支部に届くように送付をお願いします。
(P.73～74 各種助成制度一覧と請求書雛型を添付)

【帳票発送管理表】

2024.10

こくみん共済coop(全労済)自治労共済推進本部北海道支部 行 (FAX 011-747-1876)
 ※書類郵送の前に件数・枚数をご記入のうえ道支部にFAX送信してください

帳票発送管理表(単組→道支部)

組合コード	単組名	担当者名	
発送日／年月日			
NO	発送帳票	件数	枚数
契約	1 種目別・型別集計表(総括票・明細)		
	2 契01 生協加入 兼 生協組合員情報登録・変更申込書		
	3 契07 生協加入申込書 兼 団体生命・長期共済加入申込書		
	4 契08 団体生命・長期共済・親子共済・加入・変更申込書		
	5 契04 解約申込書(兼 解約返戻金請求書)		
	6 契05-01 出資金返戻請求書(兼退職組合加入承認申請書(共済継続利用時))		
	7 契06 自治労共済 自由脱退届(兼 出資金返戻請求書)		
	8 契69 長期共済 随時払加入申込書		
	9 契70 税制適格年金 随時払加入申込書		
	10 契80 随時払加入申込書(長期共済用・税制適格年金用統合)		
	11 組合異動 転出・転入届(現職組合間)		
	12 団体生命共済 繼続書類		
	13 親子共済満期のお知らせ 兼 満期共済金請求書		
	14 退職後共済 加入申込書 兼 契約変更届		
	15 じちろう退職者団体生加入申込書・預金口座振替依頼書		
	16 じちろうこども保障満期金付タイプ加入申込書		
	17 預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書(全労済口振 退職後共済・親子共済専用)		
給付	18 紿03 共済金支払請求書 (生命系)		
	19 紿04 共済金支払請求書 (総合・慶弔)		
	20 診断書		
	21 個人情報 同意書		
	22 入院・通院自己申告書		
	23 領収書(写)		
	24 添付書類報告書(チェックシート)		
じ ち ろ う マ イ カ ー 共 済	25 じちろうマイカー共済新規(継続)加入申込書 兼預金口座振替依頼書		
	26 じちろうマイカー共済変更申込書		
	27 じちろうマイカー共済 繼続加入申込書		
	28 JD30 マイカー共済 解約届		
	29 JJ07 共済掛金の振替口座 変更(登録)届(じちろうマイカー共済用)		
	30 車検証(写)・自賠責(写)		
	31		
	32 公務員賠償責任保険 加入依頼書		
	33 公務員賠償責任保険 加入集約表		
	34 公務員賠償責任保険 繼続書類		
	35 行事・レクリエーション共済		
	36 スポーツチーム総合保険		
	37 ハッピちゃんネットおよび全労済インターネットサービスID発行申請書		
	合計		

【複写帳票発送依頼書】

こくみん共済coop(全労済)自治労共済推進本部 北海道支部 宛て
(FAX 011-747-1876) 複写帳票が必要な際にFAX送信してください。

2025.1

複写帳票(白紙)発送依頼書

単組名:	担当者:
依頼日: 年 月 日	納品希望日: 年 月 日

* 依頼する帳票について、以下の「依頼帳票」欄に○印を付けて、「発送部数」欄に部数をご記入ください。

依頼帳票	帳票名称	帳票番号	発送希望部数
	生協加入申込書 兼 組合員情報登録・変更申込書	契 01	
	生協加入申込書 兼 団体生命共済・長期共済加入申込書	契 07	
	団体生命・長期・親子 加入・変更申込書(例月)	契 08	
	解約申込書(兼 解約返戻金請求書)	契 04	
	税制適格年金(長期共済) 随時払加入申込書	契 70	
	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(退職後共済・親子共済専用)【黄】		
	共済掛金の振替口座 変更(登録)届(じちろうマイカー共済用)	JJ 07	
	マイカー 解約届	JD 30	
	行事・レクリエーション共済(加入依頼書・異動連絡票)		
	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(公務員賠償責任保険専用)		
	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(退職後共済・親子共済専用)【黄】		

【通信欄】

出資金返戻請求書 兼 退職組合員加入承認申請書(共済継続利用時)<2024.10月版> 帳票番号 契05-01の複写帳票は作成していません。ハッピちゃんネットから印刷していただくか、道支部にご依頼ください。次頁に載せてありますのでコピーしてお使いください。

【出資金返戻請求書】

契05-01

H
出資金返戻

自治労共済生協 出資金返戻請求書 兼 退職組合員加入承認申請書（共済継続利用時）

全日本自治体労働者共済生活協同組合（自治労共済生協）御中

貴組合からの脱退に伴い、出資金の払戻しを請求します。また、退職後も共済を継続利用するため、貴組合への加入を申請します（共済継続利用者の場合）。

請求日
20 年 月 日

<誓約・同意事項>
契約者等の個人情報が、本人確認・共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や事業、各種サービスの案内などの目的のために利用されることを被共済者とともに同意します。また、所属する労働組合を通じて請求する場合は、これらの個人情報が労働組合へ提供されることを被共済者とともに同意します。※個人情報の取扱いに関する詳細は、IPP等のプライバシーポリシーをご参照ください。

▼現在の所属組合 ※現在、退職者組合に所属している場合および死亡脱退の場合は、「▼現在の所属組合」欄のみを記入してください。

県	組合	支部	職場コード	職員コード	組合員番号	組合名
						職場名

▼退職後所属組合

県	組合	支部	職場コード	職員コード	退職者組合名・支部名

組合員契約者	組合員名（必ず記入してください） フリガナ	生年月日 西暦 ⑨ 19 ⑩ 20 印
自署		年 月 日

▼請求事由・返戻方法 ※退職後も継続利用できる共済を残したい場合は、「▼退職後の継続利用による100円留保」となります。

請求事由・返戻方法	① 死亡脱退による全額返戻請求	・全額返戻請求の場合は、すべての契約の終了日を記入してください。
	② 制度利用終了による全額返戻請求	・100円留保の場合は、退職後に継続する契約以外の終了日を記入してください。
	③ 退職による全額返戻請求	・すべての契約が終了済みの場合は記入不要です。
	④ 退職後の継続利用による100円留保（退職組合加入申請） 出資金1口100円を留保し、残額を返戻請求します（出資金が100円以下の場合は、残額の返戻請求はしません）。 ※出資金は全契約終了後に全額返戻請求することができます。 退職後も継続利用する（④）ためには、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。 一致する条件にチェックをいれてください。 <input type="checkbox"/> 満50歳以上 <input type="checkbox"/> 25年以上勤続して退職	退職（予定）日 20 年 月 日 解約（予定）日 20 年 月末日 退職後も継続利用する共済にチェックをいれてください。 <input type="checkbox"/> マイカー共済 <input type="checkbox"/> 自賠責共済 <input type="checkbox"/> 住まいの共済（全労済管理） <input type="checkbox"/> 退職者団体生命共済 <input type="checkbox"/> 退職後共済 <input type="checkbox"/> 交通災害共済（全労済管理） <input type="checkbox"/> 介護保障 <input type="checkbox"/> 個人賠償責任共済

※出資金は、すべての共済制度を解約した日以降のお支払いとなります（解約には別途解約申込書の提出が必要です）。

▼受取口座 組合員ご本人の口座をご記入ください（組合員死亡の場合は、受取人の口座をご記入ください）。

出資金お受取口座	銀行コード	預金種目	① 総合（普通） ② 当座 ④ 貯蓄	口座番号 (右づめ)	労働金庫 銀行 信用組合	信用金庫 銀行 農協 漁協	店番号	支店 支所 出張所
① 労金・銀行 ➡								
② ゆうちょ ➡	通帳記号	1	0	一	通帳番号 (右づめ)		1	カナ カナ

※割り戻し金の振込口座の届出をされていない方は、今後、割り戻し金が発生した場合、今回の申請口座にお振込みします。

▼支払通知書送付先住所（送金後に送付されます）※登録住所と異なる住所への送付を希望される場合はご記入ください。

送付先	〒 _____ 都道府県 _____ 市郡区 _____	連絡先電話番号 - - -
-----	------------------------------	------------------

※登録住所を変更する場合は、別途「生協加入申込書兼組合員情報登録・変更申込書」の提出が必要です。

▼受取人指定欄（組合員死亡による請求の場合のみ、記入・押印してください）

受取人	受取人名（フリガナは必ず記入してください） フリガナ	組合員との続柄 ①配偶者 ②こども ⑦その他 ()	自治労共済生協の定款を了承し、出資金請求を行います。なお、私が受取人を代表して受領した出資金に关し、他の受取人から異議等が申し立てられた場合は、貴組合にはご迷惑をおかけ致しません。 印
-----	-------------------------------	--	---

※申込書提出時は、記入不備や押印もれがないことを確認してください。

事務処理欄	単組支部	単組本部	県支部	推進本部				
	/	/	/	受付日	/			
	点検	未・済	未・済	未・済	パンチ提出			未・済
	送付日	/	/	/	登録日			/
	確認印	印	印	印	確認印			印

<2024.10>

◇「自主福祉活動推進」に係る各種助成制度【地方本部用】

2026年4月1日から適用

【「自主福祉活動推進」に係る各種助成制度】

No.	助成元	助成対象・条件	上限金額	対象経費	申請手續等	備考
1	自治労北海道本部	①新入組合員学校 ※教材費等別途協議 ②講師旅費・謝礼。 ③機材等借上費 ④主催者旅費及び弁当代 → PDF等のデータで教育情宣部長へ提出	60,000円まで ※教材費等別途協議	①会場費 ②講師旅費・謝礼。 ③機材等借上費 ④主催者旅費及び弁当代	①対象経費の領収書(支出調書)の写し ②対象学校(講座)レジュメ表紙と目次 ③地本から単組への開催案内文書 → PDF等のデータで教育情宣部長へ提出	①交流会費は別制度により助成
2	こくみん共済coop自治支部分部北海道支部	【地方本部対象】 ※新入組合員学校 ※助成条件※ ・最低30分以上の自治労共済の 学習・説明会等 ・講師は道支部職員または道推進本部各支所職員	60,000円まで	①参加者旅費 (各地本10名まで・道本部 旅費規程による) ②会場費 (道本部上限を超えたもの)	①対象経費の領収書(支出調書)の写し ②旅費一覧表(単組名・氏名・金額・領収サイン) ③会場使用料領収書…宛名は「地方本部」(立替払) →領収書(写)を添付した地方本部請求書(様式あり)を 道支部へ提出	①他会議とあわせて開催した場合は 当該学校区分を按分(時間数等)、内訳 を添付して請求する ②道支部職員が当日精算する場合 の宛名は「こくみん共済coop」とする
3	こくみん共済coop自治支部分部北海道支部	【地方本部対象】 地本推進委員会	—	①会場費 ②旅費 ③弁当代	①対象委員会の招集文書・議案等 ②旅費一覧表(単組名・氏名・金額・領収サイン) ③会場使用料領収書…宛名は「地方本部」(立替払) →領収書(写)を添付した地方本部請求書(様式あり)を 道支部へ提出 ④弁当代は現地精算可能(事前連絡)	①他会議とあわせて開催した場合は 当該推進委員会分を按分(時間数 等)、内訳を添付して請求する ②道支部職員が当日精算する場合 の宛名は「こくみん共済coop」とする
4	北海道労働金庫 [職域活動費]	30分以上のうきんに関する学習会・定期大会時説明など	@2,000円／人	①会場費 ②食事代(弁当代) ③印刷費 ④(交流会費)	①所管の支店・出張所に「産別支援策としての『職域活動費』助成を申請したい旨を連絡、打合せ ②労働金庫から要請ががあった書類を提出	①旅費は対象外 ②交流会費は個別協議 ③関係支店・出張所と十分に 打合せを行うこと
5	こくみん共済coop自治支部分部北海道支部	共濟に関する学習会・説明会・個別相談会等※助成条件※ ・最低30分以上	@1,000円／人 (税込み)	①弁当代 (飲み物代を含む)	①業者の請求書または領収書 1) 単組等立替の場合は単組等名の領収書(写)＋ 单組等の請求書(様式あり)をセットにして道支部へ 2) 道支部現地精算の場合には「こくみん共済coop」にて領收 書原本(道支部職員参加の場合直接支払可…事前連絡) ②対象学習会等の案内文書やレジュメ表紙・次第 ③出席者名簿(人数と弁当個数の一一致に注意)	①単組等立替の場合は単組等名の領収書(写)＋ 单組等の請求書(様式あり)をセットにして道支部へ ②道支部現地精算の場合には「こくみん共済coop」にて領收 書原本(道支部職員参加の場合直接支払可…事前連絡) ③出席者名簿(人数と弁当個数の一一致に注意)
6	こくみん共済coop自治支部分部北海道支部	共濟に関する学習会・説明会・個別相談会等※助成条件※ ・最低30分以上 ・講師は道支部職員または 道推進本部各支所職員 ・弁当代を出す場合は対象外	@1,500円／人	①交流会費	①道支部または道推進本部各支所職員が参加していないも のは対象外 ②単組等が立替とした業者の請求書や領収書(写) +単組から道支部宛て請求書(様式あり)、@1,500／人 →セットにして道支部へ ③対象学習会等の案内文書やレジュメ表紙・次第 ④出席者名簿(道支部職員等を含め人数の一一致に注意)	単組立替、後日精算のため領収書の 宛名は「単組等」名 ①交流会全体会員の金額・人数が記載さ れているもの(助成金額分だけの領 収書ではありません) ②道推進本部各支所職員が対応の 場合→道支部にも要連絡

※いずれの領収書(請求書)も、但し書きに(弁当代〇〇個分、食事代〇〇人分など)明細が必ず記載されるよう十分注意すること！ 文言加除は絶対に行わないこと！

*こくみん共済coop(共済道支部)は年度を跨いだ費用の助成が支払えないため、必ず年度末(5月末)までにご請求ください。

請 求 書

請求書発行日: 20●●/●●/●●

こくみん共済 coop <全労済>
自治労共済推進本部 北海道支部 様



次のとおり請求しますので、よろしくお願ひします。

請求金額	¥0
------	----

請求対象会議名称等	内訳 (旅費・弁当代・交流会費)	単 価	数 量	単 位	金 額

<送金先>
金融機関名 : ●●●労働金庫●●支店
口座種別・番号: ●● ●●●●●●●●
口 座 名 義 : ●●●●●●●●●●
執行委員長 ●●●●

合 計 ¥0

【備考】
※関係資料、参加者名簿等は別添のとおり



団体生命共済

団体定期生命共済

じちろう退職者生命共済

団体定期生命共済



1年更新の生命共済で毎年保障内容が見直せます。団体生命共済の加入者なら、退職しても「じちろう退職者団体生命共済」として継続できます。

総合共済 基本型

総合(慶弔)共済



仲間同士の助け合いの礎となる慶弔見舞金制度です。

税制適格年金

新団体年金共済

長期共済

在職中: 新団体年金共済
退職後: 新団体年金共済 働人生共済 働人長期生命共済 総身生命共済



退職後の年金のための、積み立てタイプの共済です。税制適格年金は積立期間中の掛金が個人年金保険料控除の対象となります。

親子共済

個人定期生命共済



大学進学資金のための積み立てに、万一のときの保障をプラスした共済です。

安心を育てる じちろう共済

一人ではできないことも

みんなで助け合えば大きな力になる
そんな安心を一緒に育てませんか?

じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済



対人・対物無制限。在職者用の補償は、失職防止のための、起訴前弁護士費用も支払う特約付きです。組合経由の手続きで団体割引を適用。

住まいの共済

火災共済・自然災害共済



大切な住宅、家財を火災や風水害などから守る共済です。

不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

こくみん共済〈全労済〉 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部

全日本自治体労働者共済生活協同組合

契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。